都　労　委　年　報

平成28年

東京都労働委員会事務局

この年報は、平成28年1月から12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

平成29年4月

東京都労働委員会事務局

目　　次

はじめに

取扱件数一覧表

第１部　概　況

第１章　労働争議の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第１節　労働争議の調整の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１　取扱概況・・　1
２　新規係属状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３　終結状況・・・　3

第２節　争議実情調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第２章　不当労働行為の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
第１節　不当労働行為の審査の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
１　取扱概況・・　7
２　新規係属状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
３　審査状況・・・　10
４　終結状況・・・　17
５　不服申立ての状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第２節　命令事件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
１　不当労働行為を構成する事実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
２　不当労働行為の要件・救済手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
３　救済命令・・・　70

第３節　再審査事件の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80
１　再審査事件の係属状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80
２　再審査事件の終結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80

第４節　行政訴訟事件の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
１　行政訴訟事件の係属状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
２　緊急命令申立事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
３　確定命令不履行通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88

第３章　労働組合の資格審査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　91
第１節　労働組合の資格審査の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　91
１　取扱概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　91
２　新規係属状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　91
３　終結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92

第２節　労働関係調整法第37条違反被疑事件・・・・・・・・・・・・・・・・・　92

第３節　認定告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92

第４章　組織・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94
第１節　組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94
１　委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94
２　事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94

第２節　運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　95
１　内部会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　95
２　連絡協議会及び連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　96

第２部　資　料

＜統計表＞

１　労働争議の調整
第１表　調整事件取扱件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
第２表　都道府県労委対比新規件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

第３表　１件当たり対象労働組合員数…… 105
第４表　調整開始事由別件数…… 106
第５表　加盟上部団体有無別件数…… 106
第６表　加盟上部団体系統別件数…… 107
第７表　組合・企業の所在地別件数…… 108
第８表　別組合有無別件数…… 108
第９表　従業員規模別件数…… 109
第10表　組合員規模別件数…… 109
第11表　産業別件数…… 110
第12-1表　製造業内訳…… 112
第12-2表　サービス業内訳…… 113
第13表　調整事項別内訳…… 114
第14表　団交促進の内訳…… 115
第15表　あっせん員構成別件数…… 116
第16表　終結区分別平均所要日数…… 116
第17表　解決事件・案提示有無別件数…… 117
第18表　取下理由別件数…… 117
第19表　打切理由別件数…… 118
第20表　実情調査取扱件数…… 119
第21表　実情調査・業種別開始件数…… 119

２　不当労働行為の審査
第22表　不当労働行為事件取扱件数…… 120
第23表　都道府県労委対比新規件数…… 122
第24表　申立人別件数…… 122
第25表　企業の所在地別件数…… 123
第26表　従業員規模別件数…… 123
第27表　別組合有無別件数…… 124
第28表　加盟上部団体有無別件数…… 124
第29表　加盟上部団体系統別件数…… 125
第30表　労働組合法第７条該当号別件数…… 126

第31表　産業別件数…… 128
第32-1表　製造業内訳…… 130
第32-2表　サービス業内訳…… 131
第33表　審査等実施回数…… 132
第34表　終結事件・審査状況…… 132
第35表　終結事件・調査、審問回数別件数…… 133
第36表　終結事件・証人数別件数…… 134
第37-1表　終結区分別平均所要日数…… 134
第37-2表　終結区分別平均所要日数（民間のみ）…… 135
第37-3表　終結区分別平均所要日数
（長期係属事件を除く）…… 136
第38表　審査の実効確保の措置申立・勧告等件数…… 137

３　労働組合の資格審査
第39表　資格審査取扱件数…… 138
第40表　都道府県労委対比新規件数…… 138
第41表　係属事由別新規件数…… 139
第42表　係属事由別終結件数…… 140
第43表　係属事由別平均所要日数…… 140
４　相　談
第44表　相談件数…… 141

＜名簿＞
第42期東京都労働委員会委員名簿…… 144
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿…… 147

はじめに

１　労働をめぐる情勢

平成 28 年の日本経済は、雇用・所得環境の改善が進む中で、緩やかな回復基調が続いた。しかし、中国を始めとする新興国経済や資源国経済の減速、英国のEU離脱、米国の新大統領選出など 28 年に見られた海外経済の不確実性が、今後の日本経済のリスクとして引き続き指摘されている。

一方、雇用情勢についてみると、28年の全国の年平均完全失業率は3.1％で、前年に比べ0.3ポイント低下し、6年連続で減少した。また、全国の年平均完全失業者数は、前年比14万人減の208万人であった。

完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は58万人で、前年より7万人の減少となった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は36万人で、前年に比べて5万人減少している。

また、28年の全国の年平均就業者数は6,440万人で、前年より64万人増加した。このうち、雇用者（役員を除く）5,372万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年から51万人増加して3,355万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は36万人増加して2,016万人となった。雇用者（役員を除く）に占める非正規従業員の割合は年平均で37.5％となり、前年と同じ割合であった。非正規従業員が、現職の雇用形態に就いた理由は、男女共に「自分の都合のよい時間に働きたいから」の占める割合が最も高く、特に、男性については、これまで最も高い割合であった「正規の職員・従業員の仕事がないから」が、「自分の都合のよい時間に働きたいから」より少なくなった。

東京都においては、28年の平均就業者数は749万2千人で、前年に比べ9万2千人増加した。これを主な産業別にみると、「学術研究・専門・技術サービス業」で5万3千人、「金融業・保険業」で4万9千人それぞれ増加した。他方、「建設業」で5万6千人、「卸売業・小売業」で2万6千人それぞれ減少した。

また、東京都の28年の年平均完全失業者数は25万人で、前年から2万5千人減少した。完全失業率は3.2％で、前年より0.4ポイント低下し、6年連続で低下したが、なお全国の水準を上回っている。

２　労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、28年6月30日現在でそれぞれ7,289組合（前年比55組合減）、219万9,518人（同29,801人増）で、労働組合数は15年連続の減少となった。

また、東京都における労働組合の推定組織率（雇用者数に占める組合員数の割合）は、24.2％で、前年と同じ割合であった。なお、全国での推定組織率は17.3％で、東京都では全国より高い水準となっている。

東京都における産業別組合員数をみると、「製造業」が約 33 万7千人（組合員数の 15.3％）と最も多く、以下、「卸売業、小売業」の約 29 万7千人（同 13.5％）、「金融業、保険業」の約 26 万6千人（同 12.1％）と続いており、前年とおおむね同様の傾向となっている。

３　当委員会における取扱事件の動向

当委員会における28年の新規係属事件数は、労働争議調整事件が87件（前年比同数）、不当労働行為審査事件が97件（同20件減）であった。

新規の調整事件の調整事項をみると、経営又は人事に係るもの（経営又は人事に係る団体交渉促進を含む。）が最も高い割合を占めている。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請・申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件では90.8％、新規審査事件では69.1％を占めている。

出典：日本経済2016－2017（内閣府）
労働力調査（総務省）
東京の労働力（労働力調査）（東京都）
平成28年労働組合基礎調査（厚生労働省）
平成28年労働組合基礎調査（東京都分）（東京都）

取 扱 件 数 一 覧 表

（1） 調整・実情調査

昭和21年～55年

年＼区分	調整				実情調査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和 21	—	(2) 19	(2) 19	(2) 15				
22	4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
23	(11) 19	138	(11) 157	(11) 146				
24	11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
25	(1) 11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
26	(1) 9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
27	(1) 6	(4) 63	(5) 69	(4) 67	—	95	95	95
28	(1) 2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
29	3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
30	(1) 3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
31	6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
32	7	116	123	120	0	12	12	12
33	3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
34	3	101	104	103	0	26	26	26
35	1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
36	2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
37	2	①(2) 104	①(2) 106	①(2) 99	3	45	48	46
38	7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
39	4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
40	(2) 9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
41	5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
42	5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
43	(1) 13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
44	9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
45	24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
46	18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
47	9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
48	15	①(9) 178	①(9) 193	①(9) 184	63	202	265	183
49	9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
50	15	②(6) 168	②(6) 183	②(6) 163	95	266	361	177
51	20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
52	32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
53	(1) 37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
54	32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
55	39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88

昭和56年～平成28年

区分／年	調整				実情調査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和 56	35	③(1) 134	③(1) 169	③(1) 129	293	343	636	392
57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
58	47	142	189	143	263	306	569	332
59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成 元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
11	46	212	258	218	94	202	296	186
12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
21	37	209	246	186	33	145	178	136
22	60	153	213	178	42	125	167	129
23	35	147	182	135	38	112	150	116
24	47	124	171	146	34	112	146	110
25	25	(1) 106	131	97	36	122	158	100
26	34	86	120	110	58	115	173	119
27	10	87	97	81	54	109	163	115
28	16	87	103	87	48	112	160	109
		⑦(185) 8,805		⑦(185) 8,789		10,810		10,759

（注）（ ）内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

(2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～55年

年＼区分	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和 21	—	13	13	6				
22	7	48	55	47				
23	8	90	98	78	—	9	9	6
24	20	62	82	61	3	107	110	77
25	21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
26	16	37	53	46	20	168	188	174
27	7	37	44	38	14	119	133	129
28	6	50	56	30	4	68	72	56
29	26	37	63	40	16	98	114	95
30	23	46	69	57	19	100	119	111
31	12	35	47	36	8	56	64	53
32	11	38	49	34	11	65	76	66
33	15	48	63	50	10	78	88	76
34	13	58	71	48	12	98	110	93
35	23	45	68	46	17	78	95	69
36	22	74	96	56	26	94	120	82
37	40	88	128	61	38	143	181	119
38	67	67	134	63	62	92	154	114
39	71	62	133	60	40	99	139	86
40	73	70	143	64	53	124	177	102
41	79	88	167	72	75	156	231	125
42	95	102	197	60	106	148	254	128
43	137	77	214	75	126	131	257	122
44	139	81	220	75	135	157	292	149
45	145	102	247	95	143	131	274	126
46	152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
47	171	143	314	94	150	255	405	167
48	220	104	324	93	238	181	419	164
49	231	131	362	76	255	204	459	147
50	286	141	427	140	312	286	598	238
51	287	129	416	107	360	223	583	215
52	309	〈1〉 114	〈1〉 423	158	368	203	571	194
53	〈1〉 265	146	〈1〉 411	113	377	255	632	210
54	〈1〉 298	137	〈1〉 435	[1] 106	422	216	638	186
55	〈1〉 329	116	〈1〉 445	[2]〈1〉 109	452	189	641	191

昭和56年～平成28年

区分 / 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和 56	336	153	489	[2] 110	450	245	695	189
57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
58	407	119	526	118	524	213	737	248
59	408	91	499	99	489	161	650	185
60	400	116	516	118	465	200	665	178
61	398	107	505	82	487	205	692	162
62	423	108	531	98	530	233	763	178
63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成 元	404	76	480	89	494	111	605	173
2	391	68	459	84	432	97	529	136
3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
4	386	81	467	164	406	127	533	119
5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
6	286	101	387	57	345	156	501	94
7	330	87	417	55	407	157	564	115
8	362	98	460	67	449	153	602	107
9	393	77	470	145	495	137	632	164
10	325	100	425	85	468	153	621	111
11	340	114	454	71	510	195	705	154
12	383	124	507	111	551	165	716	175
13	396	96	492	105	541	162	703	206
14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
15	404	115	519	96	491	186	677	172
16	423	85	508	102	505	145	650	192
17	406	102	508	138	458	138	596	273
18	370	102	472	110	323	137	460	201
19	362	100	462	193	259	154	413	208
20	269	92	361	94	205	134	339	171
21	267	119	386	85	168	178	346	136
22	301	125	426	94	210	172	382	136
23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
24	327	103	430	121	249	161	410	182
25	309	118	427	112	228	157	385	166
26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
27	323	117	440	139	230	155	385	194
28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	135
		〈1〉 6,478		[16]〈1〉 6,184		10,577		10,394

（注）〈 〉内数字は審査再開件数で内数、[ ]内数字は一部分離命令件数で外数。

第１部　概　　況

第１章　労働争議の調整

第１節　労働争議の調整の概況

１　取扱概況

(1)　取扱件数

平成28年中に取り扱った労働争議調整事件は103件で、このうち前年から繰り越された事件が16件、新規係属事件が87件であった（資料＜統計表＞第1表）。

(2)　対前年比較

前年に比べて、取扱件数は6件増加し、新規係属件数は同数であった。

(3)　最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数をみると、19年まで減少傾向にあったが、20年から増加に転じ、21年及び22年は200件を超えたものの、その後は減少傾向にある（第1図）。

また、新規係属件数については、200件を超えた21年をピークに、以降は減少傾向にあり、28年は87件であった（第1図）。87件のうち合同労組関係事件は79件で、90.8％を占めている。

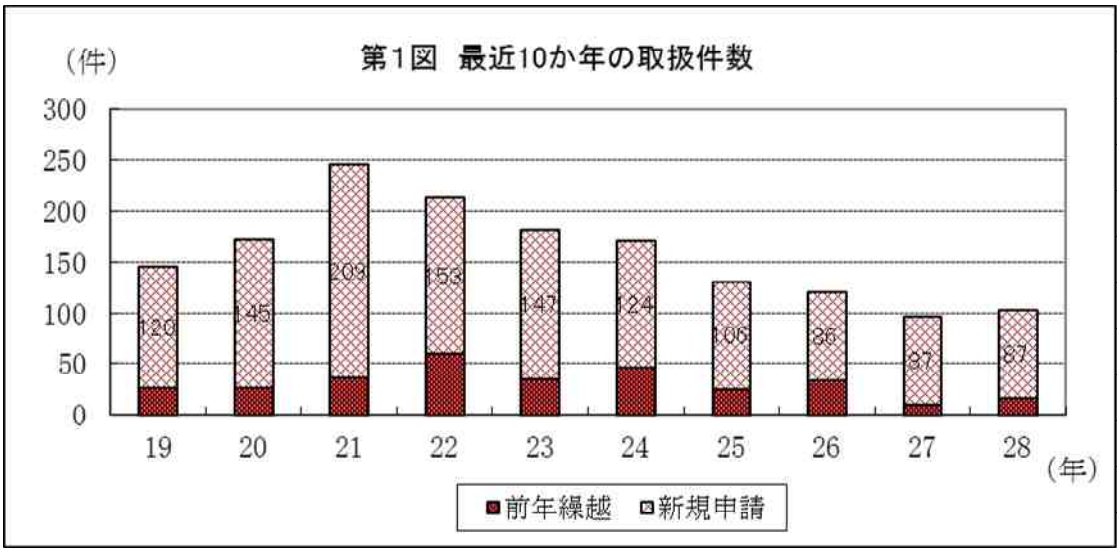

2　新規係属状況

(1)　調整区分別の状況

平成28年の新規係属件数87件はすべてあっせん事件であり、調停事件、仲裁事件はなかった(資料＜統計表＞第1表)。

(2)　全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

28年の全国都道府県労委の新規総件数は308件で、前年より34件減少している。

当委員会に係属した新規件数87件を全国比でみると28.2％で、前年(25.4％)より上昇した(第2図、資料＜統計表＞第2表)。

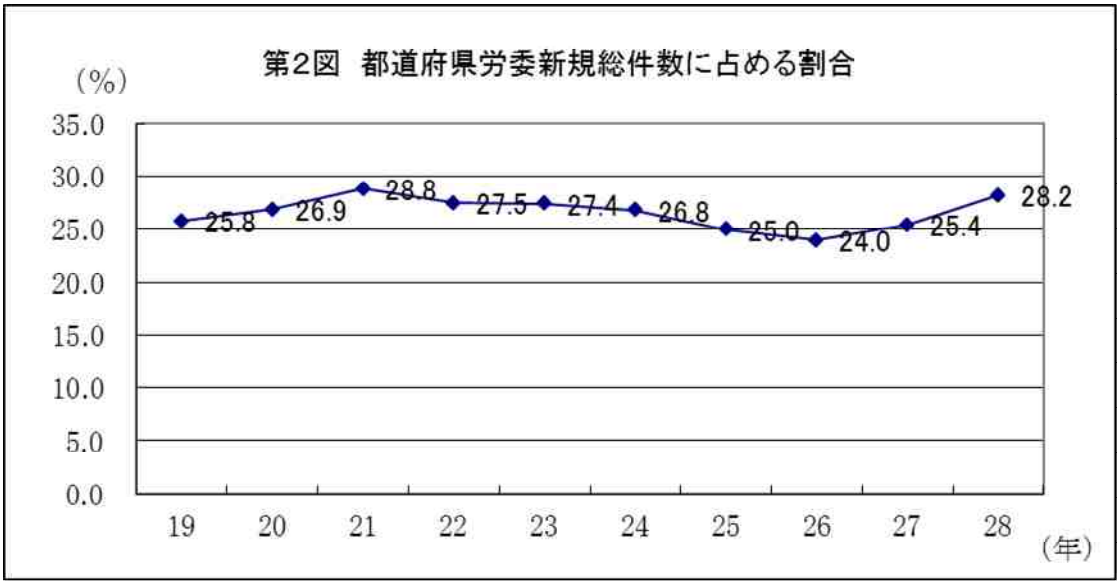

(3)　開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、例年どおり「組合申請」が79件(構成比(以下同じ)90.8％)と多く、「使用者申請」は8件(9.2％)であり、「労使双方申請」はなかった(資料＜統計表＞第4表)。

(4)　加盟上部団体系統別係属状況

①　上部団体加盟の有無　　新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは72件(82.8％)、加盟していないものは15件(17.2％)である(資料＜統計表＞第5表)。

②　加盟上部団体系統別　　上部団体に加盟している組合を系統別

にみると、連合系22件（30.6％）、全労連系18件（25.0％）、全労協を含むその他32件（44.4％）であった（資料＜統計表＞第6表）。

(5)　従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が60件（69.0％）で、このうち49人以下の企業に係るものは36件（41.4％）である（資料＜統計表＞第9表）。

(6)　産業別係属状況

産業別にみると、「教育・学習支援業」が14件（16.1％）で最も多く、以下「卸売・小売業」が12件（13.8％）、「製造業」と「サービス業」がともに10件（11.5％）と続いている（資料＜統計表＞第11表）。

(7)　調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が54件で最も多く、次いで「解雇」が32件、「その他賃金に関するもの」が19件となっている（資料＜統計表＞第13表）。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が最も多く16件となっている（資料＜統計表＞第14表）。

(8)　あっせん員の構成

あっせん事件87件をあっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が69件（79.3％）、「公・労・使委員三者構成」が18件（20.7％）となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。（資料＜統計表＞第15表）。

3　終結状況

(1)　終結件数・終結率

平成28年の取扱件数103件のうち、87件が終結した。終結率は84.5％で、前年より1.0ポイント増加した（資料＜統計表＞第1表）。

(2)　終結区分

終結した87件を終結区分別にみると、「解決」39件、「取下」14件、「打切」33件、「移管」1件となっている（資料＜統計表＞第1表）。

(3)　解決率

解決率は54.2％で、前年より6.4ポイント減少した（資料＜統計表＞

第1表)。

(4)　解決事件における解決案提示の有無

解決した39件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている(資料＜統計表＞第17表)。

(5)　申請取下の理由

取下14件のうち、「当事者主張固持・歩みより困難」が6件(42.9%)、「調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴」が3件(21.4%)となっている(資料＜統計表＞第18表)。

(6)　調整打切の理由

打切33件については、「調整拒否」が18件(54.5%)、「当事者主張固持・歩みより困難」15件(45.5%)、となっている(資料＜統計表＞第19表)。

(7)　所要日数

① 所要日数区分別の状況　終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

② 終結区分別所要日数の最短・最長

ア 解決事件　最短は8日で、最長は302日であった。

イ 取下事件　最短は9日で、最長は337日であった。

ウ 打切事件　最短は5日で、最長は244日であった。

③ 平均所要日数　終結事件の平均所要日数は74.3日で、前年より9.0日短くなった(資料＜統計表＞第16表)。

第１表　終結事件所要日数別分布

終結区分 / 日数	総　数	内訳				
		解決	取下	打切	不調	裁定
総　　数	**87**	**39**	**14**	**33**	**－**	**－**
9日以内	8	1	2	5	－	－
10日～19日	9	1	－	8	－	－
20日～29日	6	2	1	3	－	－
30日～59日	26	14	4	8	－	－
60日～89日	12	8	1	3	－	－
90日～179日	20	10	5	5	－	－
180日以上	5	3	1	1	－	－

※総数87件には、内訳に記載されているもののほか、中央労働委員会に移管されたものが1件含まれている。

第２節　争議実情調査

(1)　取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、平成28年の取扱件数は160件で、そのうち前年からの繰越件数は48件、新規調査開始事件は112件であった（資料＜統計表＞第20表）。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2)　対前年比較

前年に比べ、取扱件数は3件減少し、新規調査開始件数は3件増加した（資料＜統計表＞第20表）。

(3)　業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件112件を業種別にみると、「医療業」が81件、「廃棄物処理業」が23件、「運輸・通信業」が8件となっている（資料＜統計表＞第21表）。

(4)　終結状況

取扱件数160件のうち、109件が終結した。これらはすべて実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった（資料＜統計表＞第20表）。

第２章　不当労働行為の審査

第１節　不当労働行為の審査の概況

１　取扱概況

(1)　取扱件数

平成28年中に取り扱った不当労働行為事件は398件で、このうち前年からの繰越事件が301件、新規係属事件が97件であった（資料＜統計表＞第22表）。

(2)　対前年比較

前年に比べて、取扱件数は42件減少し、新規係属件数は20件減少した。

(3)　最近の取扱状況比較

最近10年間の取扱件数をみると、19年に終結事件が増加したため20年、21年は400件を下回ったが、新規係属件数や繰越事件の増加により、22年から再び400件程度で推移している（第3図）。

また、新規係属件数は例年100件前後で推移しており、28年の97件は最近10年間では20年の92件に次いで少ない件数となった。うち、合同労組関連事件数は67件で、69.1％を占めている。

第3図　最近10か年の取扱件数

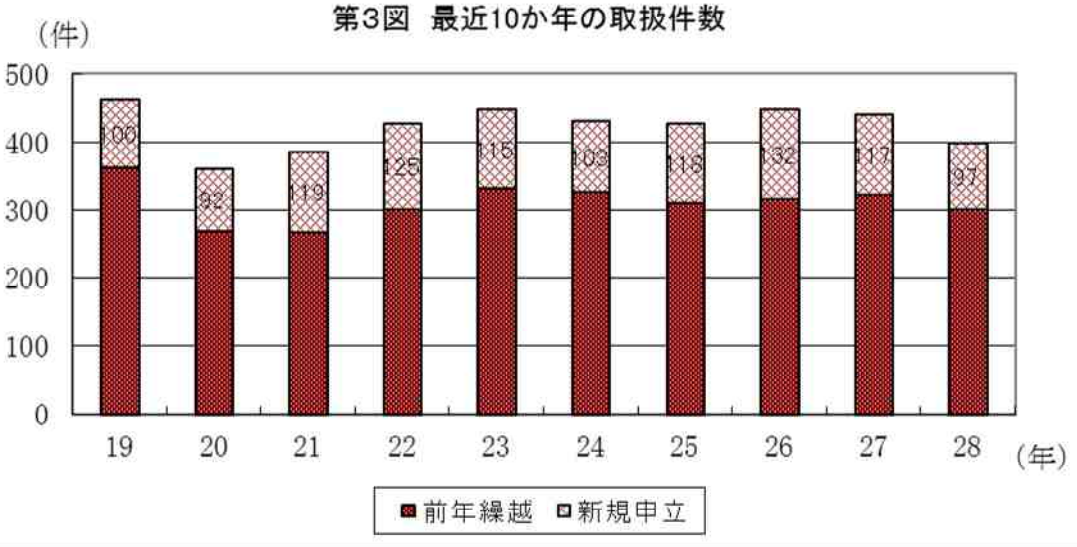

2　新規係属状況

(1)　全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

平成28年の全国都道府県労委の新規係属総件数は303件であった。

当委員会の新規係属件数97件を全国比でみると、32.0％となっている(第4図、資料＜統計表＞第23表)。

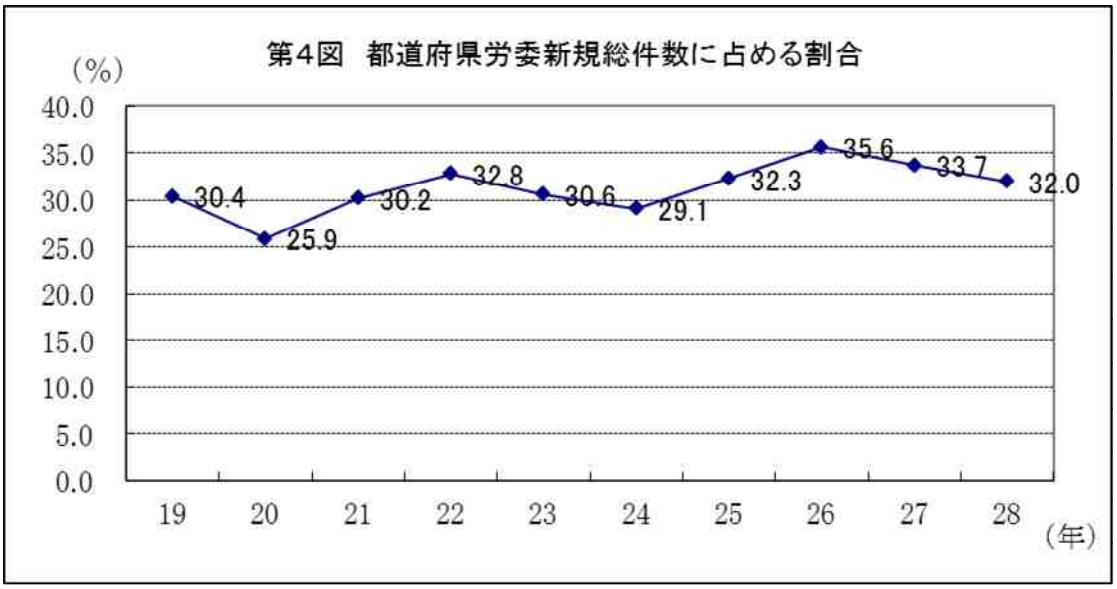

(2)　申立人

①　申立人別係属状況　　申立人別では、「当該組合からの申立」が81件(83.5％)で最も多く、次いで「組合・上部組合」が16件(16.5％)となっている(資料＜統計表＞第24表)。

②　加盟上部団体系統別係属状況　　新規係属事件97件について、申立人の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが71件(73.2％)、加盟していないものが26件(26.8％)となっている(資料＜統計表＞第28表)。

上部団体に加盟している組合申立てに係る事件71件についてその系統別をみると、連合系51件(71.8％)、全労連系12件(16.9％)、全労協を含むその他8件(11.3％)となっている。

連合加盟の上部団体の内訳は、全国ユニオンが33、連合ユニオンが12などとなっている。

全労連加盟の上部団体の内訳は、全国一般が3、日本医労連及びJMITUがそれぞれ2などとなっている。

その他加盟の上部団体における全労協の内訳は、全労協全国一般東京労組が1などとなっている（資料＜統計表＞第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て97件について、同一企業内に併存する組合の有無をみると、「有」17件（17.5％）、「無（不明を含む）」80件（82.5％）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

親会社を被申立人とする事件……2件

業務の委託元を被申立人とする事件……1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が29件（29.9％）で最も多く、次いで、「不詳」が18件（18.6％）などとなっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては54件（55.7％）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、28年は「製造業」が14件（14.4％）と最多で、「運輸・郵便業」、「卸売・小売業」がそれぞれ13件（13.4％）と続いている。

なお、「サービス業」（「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計）に係る申立て25件の中では、「飲食店」が7件、「宿泊業」、「その他の事業サービス業」がそれぞれ3件などとなっている（資料＜統計表＞第31・32-2表）。

(7) 労働組合法第７条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が73件（75.3％）で最も多く、次いで「3号に該当」が41件（42.3％）、「1号に該当」が35件（36.1％）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8)　調整における取下・打切後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件97件のうち、当委員会の調整における取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が2件あった。これらの事件の調整における調整内容は、事業閉鎖問題や退職問題に係る団交促進などであった。

3　審査状況

(1)　審問等実施状況

平成28年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」663回、「審問」46回、「和解」4回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」29回となっている。これらを対前年でみると、「調査」は68回、「審問」は23回、「和解」は3回、「その他」は8回の減少となっている（資料＜統計表＞第33表）。

(2)　当事者の追加

28年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は1件であった。

(3)　申立の承継

28年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4)　公益委員の除斥・忌避

28年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件は1件であり、忌避の必要はないと判断され終結した。

(5)　審査の実効確保の措置申立て

①　申立状況　　28年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが16件あり、すべて労働者側からのものであった。

②　措置　　上記申立てについて、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが7件、口頭による要望を行ったものが3件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第２表　審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

No.	事件名 （事件番号）	申立年月日 措置年月日	申立人	申立内容（要旨） 措置内容
1	K事件 （27不80）	28.1.26	労	組合員らの自宅に架電・訪問するなどして嫌がらせ行為を行わないこと。
		―		審査委員は、28年1月26日（第3回調査期日）に三者委員から双方に対して口頭要望を行っており、その後は紛争の拡大がなかったため、措置は行わないとした。
2	N事件 （25不86）	28.2.22	労	組合員らの賃金減額を撤回し、減額問題の全面解決について組合と協議すること。
		―		審査委員は、27年3月18日付けで三者委員から双方に対して書面を交付しており、書面の趣旨を尊重・遵守するよう求め、新たな措置は行わないとした。
3	S事件 （26不116）	28.2.22	労	組合員に対し、27年度末一時金を支給し、28年度定期昇給を実施すること。

		28.3.15		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
4	J事件 (28不8)	28.2.29	労	本案の審査中は組合員2名の雇止めを留保すること。
		28.3.14		三者委員は、双方に対し、口頭による要望を行った。
5	K事件 (K労組) (28不17)	28.2.19	労	別件訴訟の原告となった組合員らに対し、本案の審査中は労働者供給契約(定年後再雇用)の新たな申込みも再契約もしないという不利益取扱いを行わないこと。
		28.4.22		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
6	D事件 (28不18)	28.2.22	労	本案の審査中は組合員を整理解雇しないこと、組合と協議することなく事業閉鎖しないこと。
		—		28年6月16日、本案が終結した(関与和解)。
7	P事件 (28不21)	28.2.29	労	本案の審査中は専任社員制度を実施しないこと。
		28.5.18		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
8	S事件	28.3.3	労	組合員3名それぞれに

	(27不2)			ついて、就業させること、就業時間を削減せず従前の業務に就かせること、始末書の提出を命じないこと。
		28.3.15		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
9	A事件 (28不30)	28.3.31	労	希望退職に応じなかった組合員に対し、雇用維持・業務確保・賃金保障を行うこと。
		28.5.9		三者委員は、双方に対し、口頭による要望を行った。
10	K事件 (28不33)	28.4.4	労	本案の審査中は事前協議協定の破棄を留保し、誠実に協議すること。
		—		審査委員は、4月11日付で事前協議協定の破棄通告が撤回されたため第1回調査(28.5.23)で措置を講じないとした。
11	P事件 (28不21)	27.6.15	労	本案の審査中は事前協議合意協定の解約予告通知を留保すること。
		28.5.18		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
12	S事件 (27不94)	28.6.1	労	組合員1名について、最終警告書を撤回すること、有給休暇を欠勤扱い

				とせず給与を支払うこと、欠勤に係る懲戒処分を取り消すこと。
		28.7.5		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
13	M事件 (K病院) (25不82) (26不96)	28.9.14	労	組合員1名について、配転を命じないこと、安全配慮に係る団体交渉に応ずること、本人の意向を確認して一切の処分を行わないこと、職制による嫌がらせを直ちにやめること。
		28.11.2		三者委員は、双方に対し、口頭による要望を行った。
14	H事件 (27不28) (27不53) (28不31)	28.10.31	労	組合員らに対し、組合に無断で別件訴訟に係る和解交渉をしないこと、脱退勧奨しないこと、訴訟を取り下げるよう働きかけないこと。
		28.11.18		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
15	D事件 (28不63)	28.11.17	労	組合事務所前の廊下に設置されている壁を撤去すること。
		28.12.9		三者委員は、双方に対し、要望書を交付し

				た。
16	S事件 （直接交渉） （28不77）	28.12.13	労	本案の審査中に組合員に直接連絡をしないこと。
		―		29年1月24日、本案が終結した（関与和解）。

(6) 物件提出命令

28年に物件提出命令の申立てがされた事件は1件であり、28年12月末現在係属中である。

(7) 証人出頭命令

28年に証人出頭命令の申立て等がされた事件は1件であり、命令の必要がないと判断され終結した。

(8) 審査の期間の目標達成状況

① 審査の期間の目標　原則として1年6か月とする。（20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。）

② 目標の達成状況　20年1月1日以降の新規申立事件1,018件のうち、28年12月末までに終結した事件は851件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは602件であった。また、終結事件851件に係る平均処理日数は427.5日であった。（第3・4表）

第３表　新規申立・終結状況（20年１月１日以降）

	新規申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・決定			うち1年6か月経過
		取下	和解	計				
件数（件）	1,018	140	539	679	172	851	167	73
平均処理日数（日）	―	341.6	318.4	323.2	839.5	427.5	―	―

第４表　終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	55	198	253	－	253
6か月超～1年以内	32	175	207	4	211
1年超～1年6か月以内	30	84	114	24	138
1年6か月以内計	117	457	574	28	602
1年6か月超	23	82	105	144	249

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況（17年1月1日から19年12月末までの新規申立て）

審査の期間の目標を2年としていた時期（17年1月1日（改正労働組合法施行日）から19年12月末まで）の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、28年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

（参考－1表） 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数（件）	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数（日）	－	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	－

（参考－2表） 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	－	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

4　終結状況

(1)　終結件数・終結率

平成28年の取扱件数398件のうち、104件が終結した。終結件数は前年に比べて35件減少した（資料＜統計表＞第22表）。

(2)　終結区分

終結した104件について、終結区分をみると、命令・決定件数(一部分離命令を除く)は19件となっており、その内訳は、「全部救済」3件、「一部救済」8件、「棄却」8件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」57件、「無関与和解」12件、「取下」16件となっている（資料＜統計表＞第22表）。

(3) 所要日数

① 所要日数区分別の状況　終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第５表　終結事件所要日数区分分布

日数＼終結区分	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総　数	104	3	8	8	－	57	12	16
49日以内	3	－	－	－	－	－	3	－
50～99日	8	－	－	－	－	4	1	3
100～299日	36	－	－	－	－	30	1	5
300～499日	25	1	2	1	－	15	2	4
500～699日	8	1	－	－	－	5	2	－
700～999日	11	－	4	3	－	1	1	2
1000～1499日	10	1	1	3	－	2	1	2
1500日以上	3	－	1	1	－	－	1	－

② 所要日数の平均・最短・最長　終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。28年の終結事件に係る平均所要日数は、472.5日となっている。なお、長期係属事件を除いた場合の平均所要日数は、459.4日であった。

第６表　終結事件所要日数平均・最短・最長

終結区分＼所要日数	平　均	最　短	最　長	件　数
総　　数	472.5	35	1,826	104
全部救済	739.7	419	1,254	3
一部救済	861.6	430	1,514	8
棄　　却	1148.0	331	1,826	8
却　　下	－	－	－	－
関与和解	317.3	57	1,416	57
無関与和解	482.8	35	1,649	12
取　　下	435.6	62	1,372	16

５　不服申立ての状況

平成28年中に当委員会が発した命令・決定書数は19本（一部分離命令１本を含む）であった。なお、命令・決定による終結事件数は19件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは28年12月末現在16本となっており、命令・決定に対する不服申立率は84.2％であった（第7・8表）。

第７表　命令･決定の不服申立状況

区　分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	19
不服申立数	16
再審査申立て	16
労働者側	7
使用者側	4
双方	5
行政訴訟提起	―
労働者側	―
使用者側	―
不服申立率	84.2

（注）不服申立率＝（再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数）÷（命令・決定書総本数）

第8表　命 令・決 定 事 件 一 覧

※不服等については、29年2月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況（申立人）
1	K事件	26不111	H26.11.14	H28.1.6	2・3 全部救済	再審査 （使）
2	B事件	25不61	H25.6.6	H28.1.25	1・3 一部救済	再審査 （双方）
3	K事件	25不59 25不63	H25.6.3 H25.6.10	H28.2.8	1・2・3 棄却	再審査 （労）
4	D事件	25不18	H25.3.1	H28.2.22	1・2・3・4 一部救済	再審査 （双方）
5	I事件 （再雇用）	23不31	H23.3.30	H28.3.28	1 棄却	再審査 （労）
6	T事件	25不102	H25.11.28	H28.3.30	2 一部救済	再審査 （双方）
7	T事件	27不42	H27.5.13	H28.4.7	2・3 棄却	確定
8	H事件	27不32	H27.3.31	H28.6.2	3 一部救済	再審査（取下） （使）
9	S事件	26不37	H26.4.7	H28.6.28	2・3 一部救済	再審査 （使）
10	R事件	25不9	H25.1.30	H28.7.6	2 全部救済	確定
11	O事件	24不36	H24.5.30	H28.7.21	1・2・3・4 一部救済	再審査 （双方）
12	F事件	24不71	H24.10.1	H28.7.28	2・3 棄却	再審査 （労）
13	T事件	27不17	H27.2.26	H28.8.24	2 全部救済	確定

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
14	S事件 (2号・分離命令)	27不2	H27.1.9	H28.8.30	2 全部救済	再審査 (労)
15	F事件	26不79	H26.8.25	H28.9.28	2 一部救済	再審査 (双方)
16	K事件	26不110	H26.11.10	H28.11.8	1 棄却	再審査 (労)
17	D事件	27不73	H27.8.6	H28.11.9	2・3 一部救済	再審査 (使)
18	T事件	24不92	H24.11.27	H28.11.22	1・2・3 棄却	再審査 (労)
19	K事件	24不84	H24.11.5	H28.12.1	2・3 棄却	再審査 (労)

2節　命令事件の概要

総　括　表

1　不当労働行為を構成する事実

(1) 不利益取扱い

① 解雇・雇止め等

〈組合員1名の雇止め〉

・B事件（25不61、28.1.25終結、一部救済）

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈組合員2名を再雇用しなかったこと〉

・I事件（再雇用）（23不31、28.3.28終結、棄却）

〈組合員2名と業務委託契約又は雇用契約を締結しなかったこと〉

・K事件（26不110、28.11.8終結、棄却）

〈組合員1名の復職を認めなかったこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

② 賃金・一時金・格付等

〈組合員に基本給と通信費補助のみを支給したこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

〈組合員に新旧給与制度の差額を支給しなかったこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

〈組合員1名の給与を減額したこと〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈組合員の1名の定年後再雇用給与の決定〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈支部委員長ら7名の一時金を減額したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈支部副委員長ら2名に残業代を支払わなかったこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合員の1名の労災申請〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

③ 配置転換・職務割当

〈組合員1名を配転したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈書記長の残業を禁止したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合員2名の仕事外し〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈組合員1名の業務変更〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

④ その他

〈従業員協議会代表者選挙を実施したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈過半数代表者選挙説明会における専務の言動〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

〈就業規則・給与規定改定・基本給に係る①解決案の提示②改正給与規定実施通告等③団体交渉④時間外調整金算出方法変更通知〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

(2) 団体交渉拒否

① 団体交渉拒否の理由

ア 労働者性

〈別組合から分裂した組合〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

イ 使用者性

〈発注元・中間下請〉

・T事件（25不102、28.3.30終結、一部救済）

〈業務委託元である関連会社〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

〈業務委託元〉

・F事件（26不79、28.9.28終結、一部救済）

ウ　交渉の行き詰まり

〈交渉進展の見込みがないこと〉

・R事件（25不９、28.7.6終結、全部救済）

・S事件（27不２、28.8.30終結、全部救済）

エ　他の係争事件の存在

〈降格前の地位について訴訟係属中であること〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

オ　その他

〈会社従業員である組合員が存在しなくなったこと〉

・T事件（27不42、28.4.7終結、棄却）

〈組合員が別組合に二重加盟していること〉

・F事件（26不79、28.9.28終結、一部救済）

〈業務多忙〉

・S事件（27不２、28.8.30終結、全部救済）

②　交渉方式・態様

ア　交渉ルール

〈団体交渉に社長が出席しなかったこと〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

〈交渉場所を学園施設外とすること〉

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

〈使用言語を日本語とすること〉

・T事件（27不17、28.8.24終結、全部救済）

イ 使用者の交渉態度

a 説明の程度

〈組合員1名の解雇に係る説明〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

〈手当に係る説明〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

〈未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

〈就業規則・給与規定改定・基本給に係る①解決案の提示②改正給与規定実施通告等③団体交渉④時間外調整金算出方法変更通知〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

b 資料の開示等

〈財務資料等の開示〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈一時金平均支給率の非開示〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

c その他

〈不穏当な言動〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

③ その他

〈組合の団体交渉申入れに回答しないこと〉

・R事件（25不9、28.7.6終結、全部救済）

〈組合の解決提案を受け入れないこと〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

〈組合に解決金を支払わないこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

(3) 支配介入

① 反組合的言動

ア 親睦団体等の利用

〈従業員協議会代表者選挙を実施したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

イ 職制上の地位にある者の言動

〈会食における専務の言動〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈過半数代表者選挙説明会における専務の言動〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合員2名への脱退勧奨〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

ウ 団体交渉等における言動

〈組合側の参加人数への異議〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

エ その他の言動

〈学園前でのビラ配りを妨害したこと〉

・B事件（25不61、28.1.25終結、一部救済）

〈財務諸表を開示しないこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈残業代精算について個別に同意を取り付けたこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈従業員に「お年玉」を支払ったこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合の車両貸出申請を拒否したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈タイムカードを廃止したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈学園施設内等の組合活動禁止・連絡手段を郵便に限定したこと〉

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

〈全従業員宛の緊急メッセージの掲示〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

② 便宜供与の廃止・拒否

〈敷地・施設内の集会と社内定期便利用の禁止を通知したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合専従（書記長）への給与支給停止通知等〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合事務所への無断立入り〉

・H事件（27不32、28.6.2終結、一部救済）

〈掲示板返却の通告〉

・T事件（27不42、28.4.7終結、棄却）

〈施設使用料の請求〉

・H事件（27不32、28.6.2終結、一部救済）

〈建物明渡請求訴訟の提起〉

・H事件（27不32、28.6.2終結、一部救済）

〈ロッカー・掲示物の撤去〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

〈組合旗を持ち去ったこと〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

〈組合宛て郵便物の取次拒否〉

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

③ 人事権の行使

ア 解雇・雇止め

〈組合員1名の雇止め〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈組合員1名の復職を認めなかったこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

イ 賃金・一時金・格付等

〈組合員に基本給と通信費補助のみを支給したこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

〈組合員に新旧給与制度の差額を支給しなかったこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

〈組合員1名の給与を減額したこと〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈組合員の1名の定年後再雇用給与の決定〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈夏季・冬季賞与の不支給〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

〈支部委員長ら7名の一時金を減額したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合員1名の特別職能給不支給〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈組合員の1名の労災申請〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

ウ 配置転換・職務割当

〈組合員1名を配転したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合員2名の仕事外し〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈組合員1名の業務変更〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

〈書記長に団体交渉を経ない人事異動を通知したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

④ 施設管理

〈敷地・施設内の集会と社内定期便利用の禁止を通知したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈就業時間内・学園施設内の組合活動は認めないと通知したこと〉

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

〈会社施設への立入禁止措置〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

⑤ 不誠実な団体交渉

〈交渉進展の見込みがないとして団体交渉を拒否したこと〉

・S事件（27不2、28.8.30終結、全部救済）

〈訴訟係属中を理由に団体交渉を拒否したこと〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

〈業務多忙を理由に団体交渉を拒否したこと〉

・S事件（27不2、28.8.30終結、全部救済）

〈団体交渉に社長が出席しなかったこと〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

〈組合員1名の解雇に係る説明〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

〈手当に係る説明〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

〈一時金平均支給率の非開示〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合の解決提案を受け入れないこと〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

〈組合に解決金を支払わないこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

⑥ その他

〈未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

〈就業規則・給与規定改定・基本給に係る①解決案の提示②改正給与規定実施通告等③団体交渉④時間外調整金算出方法変更通知〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

(4) 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

〈未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

〈組合専従（書記長）に給与支給停止を通知したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格

① 労働者性

〈別組合から分裂した組合〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

② 使用者性

〈発注元・中間下請〉

・T事件（25不102、28.3.30終結、一部救済）

〈業務委託元である関連会社〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

〈業務委託元〉

・F事件（26不79、28.9.28終結、一部救済）

〈グループ会社〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

(2) 救済利益

〈本件申立て後に行った団体交渉〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

(3) 却下事由

〈組合の申立人適格〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

〈一時金の減額がなかったものとしての取扱い、相当額支払〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈組合員1名の配転がなかったものとしての取扱い、原職相当職復帰〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

(2) 団体交渉拒否の救済

〈交渉拒否理由または交渉条件に関する指示〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

・S事件（27不2、28.8.30終結、全部救済）

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

〈組合が団体交渉を申し入れたときは誠実に応ずること〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

・T事件（25不102、28.3.30終結、一部救済）

・R事件（25不9、28.7.6終結、全部救済）

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

・T事件（27不17、28.8.24終結、全部救済）

・F事件（26不79、28.9.28終結、一部救済）

(3) 支配介入の救済

〈反組合的言動の禁止〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・B事件（25不61、28.1.25終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

〈便宜供与の廃止・拒否の禁止〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・H事件（27不32、28.6.2終結、一部救済）

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

〈組合員1名の配転がなかったものとしての取扱い、原職相当職復帰〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈団体交渉応諾〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

〈文書交付・掲示のみ〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

(4) 文書交付・掲示

〈文書掲示を命じた例〉

・B事件（25不61、28.1.25終結、一部救済）

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

1　不当労働行為を構成する事実

(1) 不利益取扱い

①　解雇・雇止め等

〈組合員1名の雇止め〉

・B事件（25不61、28.1.25終結、一部救済）

本件は、法人が専門学校で非常勤講師として勤務していた組合員を雇止めしたことが組合員であるが故の不利益取扱いに当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、法人は再契約拒否の主な理由は学生満足度調査や授業点検結果が悪かったからとして、調査結果を具体的に示して能力不足や資質欠如について校長が証言し、授業点検の問題点を指摘して指導しているが、組合らは組合員の証人申請を取り下げて上記校長証言を覆す証拠を提出しておらず、また、組合員への雇止め通知は必ずしも不自然な時期に行われたとはいえないなどとして、組合員であるが故の不利益取扱いには当たらないと判断した。

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、T社の組合員1名の雇止めが不当労働行為に当たるか否か、また、グループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた事案である。

当委員会は、雇用契約満了前に組合員が労務提供可能な健康状態であると確認できなかったことによるなどとして、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入には当たらないと判断し、また、雇用主の行為は不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないとした。

〈組合員2名を再雇用しなかったこと〉

・I事件（再雇用）（23不31、28.3.28終結、棄却）

本件は、会社が、定年退職者再雇用制度の再雇用基準（過去3年間の業績評価の平均が標準以上の者）を満たしていないとして、組合

員2名との定年後再雇用契約締結を拒否して再雇用しなかったことが組合員であることないし組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いに当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、①管理職直前の職級であった組合員1名について、担当業務量が少なく、企画立案や対外折衝等を含む非定形的な業務には主たる担当者として関与していないなどとして、②労災認定されていた組合員1名について、担当業務量が少なく、症状固定・治癒認定がなされていたことや欠勤中に他の従業員が業務の代替をしていたことなどから低評価を行ったとしても不当とまではいえず、労災認定を受けた非組合員2名が再雇用されているということだけで差別を認めることは困難であるなどとして、いずれも業績評価について会社が有している裁量を逸脱しているとまでの事情を認めることはできないことから、組合員であることないし組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いには当たらないと判断した。

〈組合員2名と業務委託契約又は雇用契約を締結しなかったこと〉

・K事件（26不110、28.11.8終結、棄却）

本件は、会社が組合員2名と70歳定年制に基づいた業務委託契約又は雇用契約を締結しなかったことが組合員であるが故の不利益取扱いに当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、①70歳定年制の導入について、組合員による雇止め訴訟が契機であったとしても会社存続の対応策とみるべきであり、会社が上記組合員の早期職場復帰に向けた配慮をしていることも併せ考えると組合員の排除を企図したものとみることはできないと判断した上で、②組合員2名の雇止めについて、非組合員に後任決定まで3か月の業務委託契約を打診する一方で創立記念行事準備の大半を行ってきた組合員1名に1か月の業務委託契約を打診したことには、それぞれ相応の理由があり不合理であるとはいえず、また、組合員1名に業務委託契約を打診しなかったのは、後任が容易に確保できて退職までに円滑な引継ぎが可能なため契約締結の必要性がなかったなどとして、組合員であるが故の不利益取扱いには当たらないと判

断した。

〈組合員1名の復職を認めなかったこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が組合員1名の復職を拒否したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、産業医の意見書等によれば正社員としての業務を行うことが難しい状態であり、パート・アルバイトとしての復職に向けて適性検査を受けたものの目標水準を満たさなかったため、組合員の自主的な練習後に組合が検査の申入れをすることになっていたが申入れはなされていないなどとして、不利益取扱い又は支配介入には当たらないと判断した。

② 賃金・一時金・格付等

〈組合員に基本給と通信費補助のみを支給したこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

本件は、会社が組合員に基本給と通信費補助しか支給しなかったことが不利益取扱い又は支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、部門閉鎖により組合員は自宅待機となり就労しておらず、基本給・通信費補助以外の不支給は規程に従った対応であった、また、組合員は近いうちに退職することが労使の共通認識であり、従前の給与を引き続き確保すべき具体的な方策は労使間において検討事項とされていなかったなどとして、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合の運営に対する支配介入には当たらないと判断した。

〈組合員に新旧給与制度の差額を支給しなかったこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

本件は、会社が組合員に新旧給与制度の差額を支払っていないことが不利益取扱い又は支配介入に当たるか否かが争われた事案で

ある。

当委員会は、組合と会社は給与制度移行について誠実に交渉して解決することなどを内容とする協定を締結していたが、協定はいずれの制度が適用されるかについて触れておらず、会社は制度移行に係る交渉を拒絶していない、また、組合の同意なく新制度を適用していること自体は協定に反するとはいえず、組合との交渉を継続的に行っていたこと、労使の懸案事項が部門閉鎖問題に移行していたこと、非組合員には既に新制度が適用されており、組合員が非組合員よりも不利益に取り扱われたわけではないことなどから、組合員に対する不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入には当たらないと判断した。

〈組合員1名の給与を減額したこと〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、Y社の組合員1名の給与減額が不当労働行為に当たるか否か、また、上記各為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた事案である。

当委員会は、仮に社長宅要請参加を契機として給与を減額していたとしても、Y社が社長宅要請を組合活動と認識して反組合的意図をもって行ったと認められないことなどから、組合員であること若しくは正当な組合活動をしたことを理由とした不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入には当たらないと判断し、また、雇用主の行為は不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないとした。

〈組合員の1名の定年後再雇用給与の決定〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、T社の組合員1名の定年後再雇用給与決定が不当労働行為に当たるか否か、また、上記行為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた

事案である。

当委員会は、定年退職時給与額を基準として再雇用給与額を決定したことはT社が保管する覚書に従ったものであり、労使合意の内容を隠蔽したり組合員1名を意図的に不利益に取り扱おうとしたものではないなどとして、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入には当たらないと判断し、また、雇用主の行為は不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないとした。

〈支部委員長ら7名の一時金を減額したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、支部委員長ら7名の冬季一時金減額が不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合及びその中心的な存在である組合員1名を排除すべく、それなりに良好な勤務成績を上げていたにもかかわらず恣意的な評価基準により評価を下げたなどとして、支部委員長に対する不利益取扱いに当たると判断したが、その他6名の組合員については不利益取扱い又は支配介入には当たらないと判断した。

〈支部副委員長ら2名に残業代を支払わなかったこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、支部副委員長ら2名への残業代不払が不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、支部副委員長の残業代計算については組合と会社が協議した上で支払について会社と支部副委員長が合意しており、組合員1名の残業代計算については組合と会社が協議中であったなどとして、不利益取扱いには当たらないと判断した。

〈組合員の1名の労災申請〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、Y社の組合員1名の骨折時の対応が不当労働行為に当たるか否か、また、上記行為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた事案である。

当委員会は、Y社が組合員1名の骨折後直ちに労災申請しなかったことには相応の理由が認められ、面談記録を労基署に提出したことは労災認定を妨害したものではないなどとして、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入には当たらないと判断し、また、雇用主の行為は不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないとした。

③　配置転換・職務割当

〈組合員1名を配転したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が組合員1名を配転したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、人事異動等について合意が必要なことを経営の支障と考え、組合の関与を排除した上で中心的存在として会社方針に異を唱えるなどしていた組合員1名に対する嫌悪の念から、入社以来従事してきた業務から外して評価を下げるとともに孤立させたなどとして、不利益取扱いであるとともに組合運営に対する支配介入に当たると判断した。

〈書記長の残業を禁止したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が書記長の残業を禁止したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、書記長に対する次長発言の趣旨は不必要な時間外労働を行わないように伝えたものであり、他の従業員に対しても同様な呼びかけをしていることなどから、不利益取扱いには当たらないと判

断した。

〈組合員2名の仕事外し〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、グループ二社（T社・Y社）の組合員2名の担当業務変更等が不当労働行為に当たるか否か、また、上記行為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた事案である。

当委員会は、社長宅要請以降に組合員1名が権限や役割の剥奪・制限等の不利益を受けた事実はなく、また、組合加入への報復として組合員1名が仕事外しや精神的嫌がらせを受けた事実もないなどとして、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入には当たらないと判断し、雇用主の行為は不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないとした。

〈組合員1名の業務変更〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、Y社の組合員1名の業務変更等が不当労働行為に当たるか否か、また、上記行為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた事案である。

当委員会は、Y社は組合員1名の公然化前の事情に基づいて業務変更を公然化前に決定・実行し、その際に同人の職位や基本給は変更しておらず、パソコンの共用・携帯電話の返却は変更後の業務の必要性に応じたもので他の従業員との不合理な差異はないなどとして、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入には当たらないと判断し、雇用主の行為は不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないとした。

④ その他

〈従業員協議会代表者選挙を実施したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が従業員協議会代表者選挙を実施したこと等が不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、従業員協議会は組合が果たす役割と近似する機能を有しており、必要性が乏しいにもかかわらず早期に設立することで団体交渉を形骸化させて組合弱体化を図ったなどとして、組合運営に対する支配介入に当たるが、支部副執行委員長の所属先で選挙をしなかったこと及び支部書記長が所属先で立候補できなかったことは不利益取扱いには当たらないと判断した。

〈過半数代表者選挙説明会における専務の言動〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、従業員過半数代表者選挙説明会における専務の言動と書記長らの落選が不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、説明会において専務が支配介入発言を行った事実を認めるに足りる疎明はなく、当時の支部執行委員長らに投票しないよう従業員に働きかけた事実は認められないなどとして、不利益取扱い又は支配介入には当たらないと判断した。

〈未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

本件は、未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用、以上の会社の対応が不当労働行為に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、①については、会社提案と組合想定との相違は非難理由にはならず、細かい突合せをしたいとの提案自体は不誠実な対応とはいえない、乗務手当が残業代相当という考えをもっていたことが直ちに問題解決を図る姿勢を持っていなかったことにはつながらな

いなどとして、不誠実な団体交渉には当たらない、②については、自らに有利な結論を導く意図で行ったわけではなく、組合の指摘を受けて元データを提出して交渉を進めている、また、労基署に修正後の日報を提出したのは取り違えであり、後日修正前の日報を提出して組合にも謝罪しているなどとして、支配介入には当たらない、③については、未払残業代の交渉は長期にわたっているが意図的に作業を懈怠しておらず、協定案を示して解決金を積み増しするなど解決に向けた努力をしているなどとして、不誠実な団体交渉ないし支配介入、及び本件申立てを行ったことによる不利益取扱いには当たらないと判断した。

〈就業規則・給与規定改定・基本給に係る①解決案の提示②改正給与規定実施通告等③団体交渉④時間外調整金算出方法変更通知〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

本件は、就業規則・給与規定改定・基本給に係る①解決案の提示②改正給与規定実施通告等③団体交渉④時間外調整金算出方法変更通知、以上の会社の対応が不当労働行為に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、①については、未提案の新就業規則・新給与体系の施行が未払残業代問題解決金の支払条件として協定案に記載されていたが、会社は謝罪して上記支払条件を削除した協定案を示しているなどとして、不当労働行為には当たらない、②については、個々の事実は全体の交渉過程の一部であり、一旦合意に至った交渉過程の一部を交渉全体の流れから切り離して殊更に非難することはできないなどとして、不誠実な団体交渉ないし支配介入には当たらない、③について、基本給テーブル運用の内規や基準・組合員に適用した場合の試算結果について提案するとしながら行わず、延期理由について十分に説明しないまま基本給の検討を延期すると通知し、延期期限については見通しが示せないなどと述べていることなどから、不誠実な団体交渉に当たる、④について、残業問題に関する就業規則・給与規定改正の暫定合意は、文言からみて改正後の給与規定に

定める取扱いを組合が暫定的に承認したものであり、給与規定に反する誤った運用を会社が改めたのはやむを得ない措置であったなどとして、不当労働行為には当たらないと判断した。

(2) 団体交渉拒否

① 団体交渉拒否の理由

ア 労働者性

〈別組合から分裂した組合〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

本件は、組合が申立人適格を有しているか否かが争われた事案である。

当委員会は、別組合から分裂したか否か、あるいは分裂前の組合を受け継いでいるか否かにかかわらず、労組法上具備すべき要件を備えた規約を有し、独自の決議機関・執行機関等を有するなど、労働組合としての組織の自主性及び民主性を持つ独立した労働組合であると認められるなどとして、組合が申立人適格を有すると判断した。

イ 使用者性

〈発注元・中間下請〉

・T事件（25不102、28.3.30終結、一部救済）

本件は、原子力発電所（原発）作業員として第四次下請と雇用契約を締結し、採用時の提示と異なる業務に従事させられたことに不服を述べて解雇された組合員の労働条件に係る団体交渉申入れを、㋐T社（発注元）、㋑TE社（元請）、㋒E社（第一次下請）、㋓TW社（第二次下請）、㋔S社（第三次下請）がそれぞれ拒否したことが正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、㋐については、㋑に原発事故収束作業を発注した者であって、組合員との間に雇用関係はないことはもとより、具体的な作業内容について指示したとか、労働条件に影響力を行使したな

どの事実は全く認められず、労組法上の使用者には当たらないと判断した上で、団体交渉申入れ事項のうち、①業務内容変更について、放射線量などの就労環境やそれに伴う負荷を含めた業務内容は労働条件その他の待遇に該当するところ、雇用契約は第四次下請と結ばれているが実際の業務内容の決定・指示は㋑㋒が行っており、㋓㋔は第四次下請と㋑㋒との間の下請ではあるものの実際の業務内容の決定・指示を行っていないなどとして、㋑㋒が使用者として説明責任を負うべき義務的団体交渉事項に当たる、②賃金から中間搾取した金員の返還について、賃金は第四次下請が決定しており、㋑ら4社が賃金を明示した上で工事契約を行っていたというような事実については疎明がなく、㋑ら4社が組合員の賃金を実質的に決定していたということはできないなどとして、㋑ら4社は組合員との関係で労組法上の使用者には当たらない、③いわゆる偽装請負、多重派遣の実態に置かれたこと等について、㋑㋒が実際の業務内容の決定・指示との関係で労組法の使用者に当たる以上、義務的団体交渉事項に当たる（ただし、労働者名簿への事実と異なる経歴の記載については㋒が関与した事実や影響力を行使し得たと認めるに足りる疎明はなく、㋒が使用者として説明責任を負うべき義務的団体交渉事項には当たらない）、④パワーハラスメントについて、㋒㋓についてはパワーハラスメントを行った事実自体が存在せず、㋔の社長の一連の言動は問題がないとはいえないものの、問題の発端となっている業務内容や解雇問題について上記②で既に判断したとおり㋔は労組法上の使用者には当たらない、とそれぞれ判断した。

〈業務委託元である関連会社〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

本件は、会社の委託先（社屋の一部を会社から賃借して会社から委託された製版業務を行っていた会社代表者の親族が経営する委託先）の破産手続開始決定後、組合と分会の申し入れた委託先労働者の雇用等を議題とする団体交渉に会社が応じなかったことが正

当な理由のない団体交渉拒否に当たる否かが争われた事案である。

当委員会は、会社代表者の親族が委託先を経営しており、会社は大口取引先として委託先の経営に一定の影響力を有していたものの、組合員らの雇用に関して雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にはなく、委託先従業員との関係で労組法上の使用者には当たらないことから、正当の理由のない団体交渉拒否には当たらないと判断した。

〈業務委託元〉

・F事件（26不79、28.9.28終結、一部救済）

本件は、会社が法人から請け負った法人大学構内警備業務に従事し、法人職員とのトラブルを理由に解雇されて組合に加入した組合員1名に係る解雇の謝罪や紛争の金銭解決を議題とする団体交渉申入れに対し、法人が組合員と会社との労使紛争に関しては当事者でないとして応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合員の労働条件等について雇用主である会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあったとは認めがたいなどとして、法人は組合員の労組法上の使用者には当たらないことから、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらないと判断した。

ウ　交渉の行き詰まり

〈交渉進展の見込みがないこと〉

・R事件（25不9、28.7.6終結、全部救済）

本件は、期間1年の雇用契約を更新してきた組合員の解雇撤回等を議題とする団体交渉申入れに対する会社の対応が、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、①本件申入れに弁護士を通して回答する旨を伝えた後も何らの連絡も行わず、弁護士が書記長に労働審判を申し立

ててほしい旨を述べており、本件審査において再度申入れがあるかどうかを見極めた上で応じるか否かを決することとした旨を主張後も組合からの再申入れに応じていないことなどから、会社には誠実に対応して回答を行う姿勢がなかったなどとして、また、②本件申入れに至る団体交渉において、組合は契約更新直後に解雇されるほどの事由が存在するかについて問題視して解雇事由を明らかにするよう求めたが、会社は具体的資料を持参せず資料の複写を拒否するなどしており、労使双方が主張を出し尽くした状態に至ったと評価できないなどとして、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断した。

・S事件（27不2、28.8.30終結、全部救済）

本件は、法人が、分会組合員1名の雇止め・副分会長の解雇に係る交渉が行き詰まったとして、これ以上の団体交渉に応じないとしたこと等が正当な理由のない団体交渉の拒否及び組合に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、交渉が尽くされていない状況にもかかわらず、双方の主張事実に食い違いがある、デッドロックに乗り上げた団体交渉はしないなどと回答しており、事実認識の違いを理由として応じなかったなどとして、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たると判断したが、法人は本件以外の議題については団体交渉に応じており、組合を否認したり組合員を法人から排除するために本件団体交渉を拒否したものとはいえないなどとして、支配介入には当たらないと判断した。

エ　他の係争事件の存在

〈降格前の地位について訴訟係属中であること〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

本件は、会社が、会社を被告とする損害賠償等請求訴訟に地位確認請求等を追加する訴えの変更を申し立てた組合員2名について、司法の判断を仰ぐ選択をした以上、両名の立場・待遇等に係る

団体交渉や都労委の場での協議に応じかねるとし、また、組合から申出のあった書類・資料について、裁判で提出する可能性があるので、開示できない旨などが記載された文書を団体交渉の場で交付したことが、不誠実な団体交渉及び支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、①会社は司法の場での判断を仰ぎたい旨の希望を表明したものの、資料開示を含めて本件措置等を議題とした団体交渉に応じる意思を有していたものと解することはできず、本件人事措置についての団体交渉を拒否したものといえる、②訴訟係属中であっても組合員の労働条件その他の待遇について労使双方が自主的に団体交渉で解決することは可能であるから、特別な事情がない限り、組合員との間で訴訟係属中であることは団体交渉拒否の正当な理由にはなり得ない、③会社が本件団体交渉において、訴訟係属を理由に、本件人事措置に関して団体交渉での協議や資料開示を拒否したことに特別な事情があったとは認められないなどとして、会社の対応は正当な理由のない団体交渉拒否に当たり、また、前件和解協定書において本件人事措置を含む未解決の懸案事項について、今後、解決に向けて労使間で自主的な協議をする旨協定したにもかかわらず、訴訟係属を理由として、本件人事措置に関する団体交渉を拒否し、前件和解協定書が存在するにもかかわらず、正当な理由なく団体交渉を拒否したことは、組合との合意形成を軽視し、組合を弱体化させることになるものであるから、組合の運営に対する支配介入にも当たると判断した。

オ　その他

〈会社従業員である組合員が存在しなくなったこと〉

・T事件（27不42、28.4.7終結、棄却）

本件は、会社が、公然化していた書記長の自己都合退職により組合員が存在しなくなったとして、春闘・組合掲示板等に係る団体交渉に応じなかったことが正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合は、団体交渉申入れの際に組合員の氏名を提示せず、本件審査においても組合員の存在を裏付ける証拠を一切提出していないのであるから、本件申入れについて使用者が雇用する労働者の代表者であるということはできないなどとして、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらないと判断した。

〈組合員が別組合に二重加盟していること〉

・F事件（26不79、28.9.28終結、一部救済）

本件は、会社が法人から請け負った法人大学構内警備業務に従事し、法人職員とのトラブルを理由に解雇されて組合に加入した組合員1名に係る解雇の謝罪や紛争の金銭解決を議題とする団体交渉申入れに、組合と別組合の間で交渉権限が調整・統一されるまで応じない旨回答して会社が応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、脱退届けが提出されたにもかかわらず脱退を認めないとする別組合の主張は法的根拠を欠くものであるから、別組合から抗議等を受ける可能性があったとしても、脱退届提出の事実（二重交渉を生じるおそれがないこと）を認識した以上、組合との団体交渉に応ずるべきであったなどとして、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たると判断した。

〈業務多忙〉

・S事件（27不2、28.8.30終結、全部救済）

本件は、法人が、分会長の解雇撤回を要求する団体交渉申入れに業務繁多として応じなかったこと等が正当な理由のない団体交渉の拒否及び組合に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、法人は分会長の解雇を撤回する意思はないと回答して事実認識が違えば法廷で決めるしかないと述べており、当初より事実認識の隔たりを理由に団体交渉に応じなかったなどとして、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たると判断したが、本件以外

の議題については団体交渉に応じており、組合を否認したり組合員を排除するために本件団体交渉を拒否したものとはいえないなどとして、支配介入には当たらないと判断した。

② 交渉方式・態様

ア 交渉ルール

〈団体交渉に社長が出席しなかったこと〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

本件は、団体交渉に社長が出席しなかったことが不誠実な団体交渉及び支配介入に当たるか否かが争われた事件である。

当委員会は、組合と会社の協定書には、団体交渉には基本的に社長が出席する、やむを得ず出席できない場合は解決能力がある取締役を出席させると定められているが、会社は欠席理由を一切説明しておらず、出席していた常務の発言や対応等をみると解決能力のある取締役が不在の交渉であったなどとして、不誠実な団体交渉及び組合弱体化を図った支配介入に当たると判断した。

〈交渉場所を学園施設外とすること〉

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

本件は、法人が、交渉場所は大学キャンパス外とするなど法人の求めるルールでなければ団体交渉に応じないとしたことが正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、団体交渉ルールを巡って労使が対立している中で、法人が提示したルールに全て合意しなければ開催しないという姿勢を示し、合理性がなく組合にとって容易に受け入れ難い条件に固執したなどとして、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断した。

〈使用言語を日本語とすること〉

・T事件（27不17、28.8.24終結、全部救済）

本件は、法人中等学校外国人教員の加入する組合と支部が申し

入れた組合員の無期雇用化等を議題とする団体交渉における法人の対応、及び日本語によるものでない限り応じないなどとして法人がその後の団体交渉申入れに応じなかったことが団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、自らの主張する交渉ルール以外を一切許容せずに従わなければ応じないというもので、使用言語が異なることにより生じている障壁を取り除こうとしたり、合意達成に向けて妥協点を模索する努力をしたとはいえず、こうした対応を正当化するような特段の事情も認められないなどとして、団体交渉の拒否に当たると判断した。

イ　使用者の交渉態度

a　説明の程度

〈組合員1名の解雇に係る説明〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

本件は、会社指定医師の復職可能の診断がでない限り休職期間満了をもって退職とする旨通知された後に組合に加入し、休職期間満了による退職扱いとされた組合員の解雇問題に係る団体交渉における会社の対応が、不誠実な団体交渉及び支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社は労使合意に基づいて組合員を医師に受診させ、その結果を踏まえて退職とする旨を述べたのであって、組合の提出した主治医による診断書を採用しなかった対応に問題があるとまではいえず、また、組合は病気の原因は会社にあると考えている旨の主張をしたものの、これを否定する会社回答に具体的な反論を行うことなく解決案の提案を行っており、これを拒否した会社の対応が不誠実であったということはできないなどとして、不誠実な団体交渉及び支配介入には当たらないと判断した。

〈手当に係る説明〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

本件は、エコ奨励調整手当に関する会社の対応が不誠実な団

体交渉及び支配介入に当たるか否かが争われた事件である。

当委員会は、改定案を支給終期後に正式提示した対応は前件協定書の趣旨を踏まえた交渉態度とは言い難く、組合の疑問を解消させるような対応・具体的代案もないまま、組合が疑問を呈した内容と同一の提案をし、作成することが会社にとって困難であるといった事情も特に窺われない燃料費に関する資料の開示にも応じていないなどとして、不誠実な団体交渉及び支配介入に当たると判断した。

〈未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

前記(1)④参照

〈就業規則・給与規定改定・基本給に係る①解決案の提示②改正給与規定実施通告等③団体交渉④時間外調整金算出方法変更通知〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

前記(1)④参照

b　資料の開示等

〈財務資料等の開示〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

本件は、冬季一時金に係る団体交渉における会社の対応が不当労働行為に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合の求めた経営資料の提出を拒否したのは、要求資料が冬季一時金対象期間と一致していなかったためであるなどとして、不誠実な団体交渉には当たらないと判断した。

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、T社及びY社（グループ二社）の団体交渉における対応が不当労働行為に当たるか否か、また、上記行為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使

用者性が争われた事案である。

当委員会は、会社側弁護士の発言は場が騒然となる中で突発的・偶発的に出たもので、その後グループ二社は謝罪している、唐突に求められた会費について詳細な金額や内訳を回答しなかったとしてもやむを得ず、その後組合らは改めて正確な回答を求めていない、一時金支給の原資がないことを具体的に説明するためにグループ二社が根拠として必要な範囲の財務資料を開示している一方で、組合らは自ら要求した経費の細目の具体的内容や開示の必要性を十分に説明してないなどとして、不誠実な団体交渉には当たらないと判断し、雇用主の行為は不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないとした。

〈一時金平均支給率の非開示〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、団体交渉における正社員の一時金平均支給率を非開示が不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、一時金支給率という団体交渉に必要な情報を開示しない姿勢は交渉で妥結しようとする意思を欠くものであり、慣行を一方的に変更して団体交渉を無力化するものであるなどとして、不誠実な団体交渉及び組合運営に対する支配介入に当たると判断した。

c　その他

〈不穏当な言動〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

上記b参照

③　その他

〈組合の団体交渉申入れに回答しないこと〉

・R事件（25不9、28.7.6終結、全部救済）

上記①ウ〈交渉進展の見込みがないこと〉参照

〈組合の解決提案を受け入れないこと〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

本件は、会社指定医師の復職可能の診断がでない限り休職期間満了をもって退職とする旨通知された後に組合に加入し、休職期間満了による退職扱いとされた組合員の解雇問題に係る団体交渉における会社の対応が、不誠実な団体交渉及び支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社は、労使合意に基づいて組合員を医師に受診させ、その結果を踏まえて退職とする旨を述べたのであって、組合の提出した主治医による診断書を採用しなかった対応に問題があるとまではいえず、また、組合は病気の原因は会社にあると考えている旨の主張をしたものの、これを否定する会社に具体的な反論を行うことなく解決案を提案しており、これを拒否した会社の対応が不誠実であったということはできないなどとして、不誠実な団体交渉及び支配介入には当たらないと判断した。

〈組合に解決金を支払わないこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

本件は、会社が、部門閉鎖に伴う組合員の退職に係る解決金を組合に支払わないことが不誠実な団体交渉又は組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社は交渉途中で解決金に言及したことがあったものの支払を約束したとは認められず、組合員全員が会社との間に債権債務がない旨を自書した退職届を作成して提出するなどした本件申立て後の状況変化を踏まえると、不誠実な団体交渉又は組合運営に対する支配介入には当たらないと判断した。

(3) 支配介入

① 反組合的言動

ア 親睦団体等の利用

〈従業員協議会代表者選挙を実施したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

前記（1）④参照

イ 職制上の地位にある者の言動

〈会食における専務の言動〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会食における専務の言動が不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合が未払残業代について提訴を検討していた中で、専務発言の趣旨は検討状況を聴取して経営再建に協力を求めたものであり、組合を威嚇・動揺させようとしたものとはみられないなどとして、組合運営に対する支配介入には当たらないと判断した。

〈過半数代表者選挙説明会における専務の言動〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

前記（1）④参照

〈組合員2名への脱退勧奨〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が組合員2名に脱退勧奨したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合員1名について、5名の組合員が脱退届を提出した時期にエリアマネージャー会議及び課長以上の連絡会議において専務らが組合員が所属している営業所の場長に組合をやめさせるような方向で教育指導するよう指示しており、上司である次長が、やっと組合辞めてくれたよと発言しているなどとして、支配介入に当たると判断したが、組合員1名については、自身が組合脱退の意思を有して上司に相談したことにより脱退届の用紙が交付され、それ以

前に会社が組合からの脱退を勧奨したことについての具体的な疎明はないなどとして、支配介入には当たらないと判断した。

ウ　団体交渉等における言動

〈組合側の参加人数への異議〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、団体交渉参加人数への異議が不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、冒頭に専務が組合側参加人数に異議を唱えて退出しようとしたが、常務がこれを制止して引き続き団体交渉が行われたことなどから、組合運営に対する支配介入には当たらないと判断した。

エ　その他の言動

〈学園前でのビラ配りを妨害したこと〉

・B事件（25不61、28.1.25終結、一部救済）

本件は、法人が、学校正門前でビラ配りを行った際に組合員の前に立つなどの行為をしたことが支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、学生の安全確保のための見守りや誘導ではなくビラ配りを妨害するもので、第1回ビラ配りの際は組合員の雇止めに係る団体交渉が進展しておらず組合が本件申立てを行うなど労使関係が緊張しており、複数の法人職員が同じ行動をしていたことから法人から何らかの指示を受けて行われていたとみるのが相当で、ビラは要求事項や意見を学生や教職員に表明する内容であり、ビラ配りが行われたのは公道上で態様も特に混乱を生じさせるものではなかったなどとして、組合運営に対する支配介入に当たると判断した。

〈財務諸表を開示しないこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が財務諸表を開示しないことが不当労働行為に該

当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、過去の労使関係が経営の障害で見直すべきであるという方針の下、誤った数字が機関紙に掲載されたと殊更に取り上げ、組合に資料を一切開示しないことによって交渉力弱体化を企図したなどとして、組合運営に対する支配介入に当たると判断した。

〈残業代精算について個別に同意を取り付けたこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が残業代清算について従業員の同意を取り付けたことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、未払残業代について交渉中、組合が会社提案に異論を唱えていた中で組合員を含む従業員と個別に面談して同意を取り付けようとしたのは組合の存在を無視したなどとして、組合運営に対する支配介入に当たると判断した。

〈従業員に「お年玉」を支払ったこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が従業員に「お年玉」を支払ったことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、一時金への組合の関与を排除して決定・支給しようとして組合要求を拒否した上で「お年玉」を支給したなどとして、組合運営に対する支配介入に当たると判断した。

〈組合の車両貸出申請を拒否したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が組合の車両貸出申請を拒否したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、真摯に協議して合意形成を図る意思もなく一方的に社有車両の貸出しを禁止しており、残業代清算に係る従業員の同意取り付けや従業員への「お年玉」の支払に係る一連の経緯を勘案すると、組合弱体化を企図して拒否したなどとして、組合運営に対

する支配介入に当たると判断した。

〈タイムカードを廃止したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社がタイムカードを廃止したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合の残業代支払要求を排除して残業代抑制を実現するために、十分な協議をせずに一方的に廃止したなどとして、組合運営に対する支配介入に当たると判断した。

〈学園施設内等の組合活動禁止・連絡手段を郵便に限定したこと〉

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

本件は、法人が就業時間内・学園施設内の組合活動を禁止して法人組合間の連絡は郵便に限定する旨を通知したことが支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、就業規則で施設内の組合活動が禁止されているとしても、就業時間外の連絡のようなことまでも禁止して連絡手段をわざわざ郵便とすることに合理的理由は認められず、業務・施設管理に具体的支障が生じない態様で行われる組合活動を施設内で行われることを唯一の理由として一律に禁止しているなどとして、組合活動に制約を加え、組合弱体化を意図した支配介入に当たると判断したが、通知のうち就業時間内の組合活動を禁止した部分は支配介入には当たらないと判断した。

〈全従業員宛の緊急メッセージの掲示〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、T社及びY社（グループ二社）による受託業務に係る全従業員宛文書掲示（緊急メッセージ）と受託業務の契約解除申出等が不当労働行為に当たるか否か、また、上記行為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた事案である。

当委員会は、緊急メッセージは組合らの社前抗議等に一切触れておらず、受託業務維持に向けた労使合意により撤回され、労使連名による要請等により受託業務は維持さているなどとして、組合運営に対する支配介入には当たらないと判断し、雇用主の行為は不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないとした。

② 便宜供与の廃止・拒否

〈敷地・施設内の集会と社内定期便利用の禁止を通知したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が敷地・施設内の集会と社内定期便利用の禁止を通知したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、争議行為の際に敷地内・施設内の集会開催が労使慣行上認められてきたことについては疎明がないが、社内定期便利用禁止通知は組合活動を妨害して弱体化させることを企図して行ったなどとして、組合運営に対する支配介入に当たると判断した。

〈組合専従（書記長）への給与支給停止通知等〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が組合専従（書記長）への給与支給停止通知をしたこと等が不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合嫌悪の念から専従としての書記長の活動に大きな打撃を与え、弱体化を企図して労使合意により相当期間継続してきた専従制度を十分な協議もなく変更したなどとして、組合の組織・運営に対する支配介入に当たると判断した。

〈組合事務所への無断立入り〉

・H事件（27不32、28.6.2終結、一部救済）

本件は、和解協定書・覚書に基づく新たな組合事務所貸与の前後

において、会社が組合事務所に無断で立ち入ったことが組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合に警備会社が立ち入る旨を事前に連絡すべきであったにもかかわらず、あえて怠ったというほかなく、配慮を欠き組合を軽視している、また、事務所貸与を巡り組合と会社とが対立していた状況を考慮すれば、警備会社を無断で立ち入らせたことが組合に情報漏えい等の危惧を抱かせて組合活動を委縮させる等の影響を生じさせることも容易に予見できたなどとして、組合運営あるいは組合活動に対する支配介入に当たると判断した。

〈掲示板返却の通告〉

・T事件（27不42、28.4.7終結、棄却）

本件は、会社が、公然化していた書記長の自己都合退職により組合員が存在しなくなったとして、掲示板の返却を求める通告をしたことが支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、締結に至る経緯などから協定書は会社従業員である組合員の存在を前提としていると解するのが相当であり、本件審査において組合は会社従業員である組合員の存在を裏付ける証拠を一切提出しておらず、協定書の前提を欠くに至ったなどとして、組合運営に対する支配介入には当たらないと判断した。

〈施設使用料の請求〉

・H事件（27不32、28.6.2終結、一部救済）

本件は、和解協定書・覚書に基づく新たな組合事務所貸与の前後において、会社が電気・水道料金を請求したことが組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、どちらか一方だけに非があるとはいえず、覚書に料金算定方法の記載はなく双方が協議して決定すべき問題であり、それぞれの算定方法を主張し対立はあったものの協議の末に一定の解決に至ったなどとして、支配介入には当たらないと判断した。

〈建物明渡請求訴訟の提起〉

・H事件（27不32、28.6.2終結、一部救済）

本件は、和解協定書・覚書に基づく新たな組合事務所貸与の前後において、会社が終了通知・明渡訴訟提起をしたことなどが組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、協定書には明渡しを求める場合は組合との協議を誠実に実施するとの条項があり組合と会社とは団体交渉を実施したが、複数の遊休不動産を所有するにもかかわらず、会社は社内に貸与する場所がないとするばかりで代替建物等への移転などを提案したことはなく、組合提案を一蹴して再三明渡要求の通知等を行っているなどとして、支配介入に当たると判断した。

〈ロッカー・掲示物の撤去〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

本件は、会社の委託先（社屋の一部を会社から賃借して会社から委託された製版業務を行っていた会社代表者の親族が経営する委託先）の破産手続開始決定後、分会ロッカー撤去要請・掲示物撤去・組合員立入禁止措置・分会組合旗持去り等の会社の行為が支配介入に当たる否かが争われた事案である。

当委員会は、①仮に委託先との間で本件ロッカー設置の便宜供与が労使慣行になっていたとしても、会社との間で同様の労使慣行が成立していたとはいえず、②掲示物等は労使協定に違反しており、再三の撤去要請を組合らが拒否し続けたことから撤去に至ったことはやむを得ない、③施設内に立ち入らないよう口頭で求めても組合らは聞き入れず、敷地・建物内でビラ配布や拡声器を用いた宣伝活動・社長を取り囲む等の行為を継続しており、立入禁止通告には相応の理由がある、④門柱への組合旗等設置は協定違反であり、再三の撤去要求に組合が応じなかったなどとして、支配介入には当たらないと判断した。

〈組合旗を持ち去ったこと〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

上記〈ロッカー・掲示物の撤去〉参照

〈組合宛て郵便物の取次拒否〉

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

本件は、法人が、上部組合が送付した委員長宛郵便物等を返送・転送したこと等が支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、私用の個人宛郵便物もレターボックスに入れているにもかかわらず組合宛郵便物等をとりわけ異なる取扱いにするのは、組合と上部組合を嫌悪して連絡を妨げることが目的であり、また、別組合と異なる取扱いをする合理的理由や業務への具体的支障の疎明はない一方で、返送・転送によって組合活動には具体的な支障が生じているなどとして、組合活動に制約を加え、組合弱体化を意図した支配介入に当たると判断した。

③　人事権の行使

ア　解雇・雇止め

〈組合員1名の雇止め〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

前記（1）①参照

〈組合員1名の復職を認めなかったこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

前記（1）①参照

イ　賃金・一時金・格付等

〈組合員に基本給と通信費補助のみを支給したこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

前記（1）②参照

〈組合員に新旧給与制度の差額を支給しなかったこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

前記（1）②参照

〈組合員1名の給与を減額したこと〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

前記（1）②参照

〈組合員の1名の定年後再雇用給与の決定〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

前記（1）②参照

〈夏季・冬季賞与の不支給〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

本件は、夏期・冬期賞与の不支給が支配介入に当たるか否かが争われた事件である。

当委員会は、団体交渉における常務の発言は賞与が支給可能となる売上高を述べているにすぎず、その後の賞与支給に当たっての絶対的な基準を示したものとみることはできないなどとして、支配介入には当たらないと判断した。

〈支部委員長ら7名の一時金を減額したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

前記（1）②参照

〈組合員1名の特別職能給不支給〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、Y社の組合員1名の特別職能給不支給がに当たるか否か、また、上記行為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた事案である。

当委員会は、健康上の理由により大型車両による配送業務に従事できず配転されていたため、Y社は自らが理解していた支給要件

に基づいた取り扱いをしていたなどとして、組合運営に対する支配介入には当たらないと判断した。

〈組合員の1名の労災申請〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

前記（1）②参照

ウ　配置転換・職務割当

〈組合員1名を配転したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

前記（1）③参照

〈組合員2名の仕事外し〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

前記（1）③参照

〈組合員1名の業務変更〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

前記（1）③参照

〈書記長に団体交渉を経ない人事異動を通知したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が団体交渉を経ないで書記長に人事異動を通知したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合専従からの職場復帰に際して組合と協議せずに人事異動通知をしたことは異例の取扱いであり、組合専従（書記長）に給与支給停止を通知したこと等を考慮すると、一方的に人事異動を通知して組合の存在を軽視するとともに弱体化を企図したなどとして、支配介入に当たると判断した。

④　施設管理

〈敷地・施設内の集会と社内定期便利用の禁止を通知したこと〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

上記②参照

〈就業時間内・学園施設内の組合活動は認めないと通知したこと〉

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

上記①エ参照

〈会社施設への立入禁止措置〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

上記②〈ロッカー・掲示物の撤去〉参照

⑤　不誠実な団体交渉

〈交渉進展の見込みがないとして団体交渉を拒否したこと〉

・S事件（27不2、28.8.30終結、全部救済）

前記1(2)①ウ〈交渉進展の見込みがないこと〉参照

〈訴訟係属中を理由に団体交渉を拒否したこと〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

前記1(2)①エ〈降格前の地位について訴訟係属中であること〉参照

〈業務多忙を理由に団体交渉を拒否したこと〉

・S事件（27不2、28.8.30終結、全部救済）

前記1(2)①オ〈業務多忙〉参照

〈団体交渉に社長が出席しなかったこと〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

前記(2)②ア参照

〈組合員1名の解雇に係る説明〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

前記⑵②イa参照

〈手当に係る説明〉

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

前記⑵②イa参照

〈一時金平均支給率の非開示〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

前記⑵②イb参照

〈組合の解決提案を受け入れないこと〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

前記⑵③参照

〈組合に解決金を支払わないこと〉

・K事件（25不59・63、28.2.8終結、棄却）

前記⑵③参照

⑥ その他

〈未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

前記（1）④参照

〈就業規則・給与規定改定・基本給に係る①解決案の提示②改正給与規定実施通告等③団体交渉④時間外調整金算出方法変更通知〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

前記（1）④参照

⑷ 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

〈未払残業代に係る①団体交渉②運転日報の改ざん③時効の援用〉

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

前記(1)④参照

〈組合専従(書記長)に給与支給停止を通知したこと〉

・D事件(25不18、28.2.22終結、一部救済)

前記(3)③イ参照

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格

① 労働者性

〈別組合から分裂した組合〉

・K事件(24不84、28.12.1終結、棄却)

本件は、組合が申立人適格を有しているか否かが争われた事案であり、会社は、分裂前の財産や労働組合としての登記は別組合が所持しており、組合が分裂前の組合を受け継いでいるとは認められないと主張した。

当委員会は、別組合から分裂したか否か、あるいは分裂前の組合を受け継いでいるか否かにかかわらず、労組法上具備すべき要件を備えた規約を有し、独自の決議機関・執行機関等を有するなど、労働組合としての組織の自主性及び民主性を持つ独立した労働組合であると認められるなどとして、申立人適格を有すると判断した。

② 使用者性

〈発注元・中間下請〉

・T事件(25不102、28.3.30終結、一部救済)

本件は、①T社(発注元)、②TE社(元請)、③E社(第一次下請)、④TW社(第二次下請)、⑤S社(第三次下請)が、原子力発電所(原発)作業員として第四次下請と雇用契約を締結し、採用時の提示と異なる業務に従事させられたことに不服を述べて解雇された組合員の使用者に当たるか否かが争われた事案であり、①は、組合員との間に雇用関係はなく、その他使用者としての責任を負う立場にもないことから、労組法上の使用者としての団体交渉応諾義務を負わないと主

張し、②③④⑤は、どの団体交渉事項についても使用者の立場にはなく、また、これらの事項は義務的団体交渉事項ではないと主張した。

当委員会は、①については、②に原発事故収束作業を発注した者であって、組合員との間に雇用関係はないことはもとより、具体的な作業内容について指示したとか、労働条件に影響力を行使したなどの事実は全く認められず、労組法上の使用者には当たらないと判断した上で、団体交渉申入れ事項のうち、業務内容変更等については、雇用契約は第四次下請と結ばれているが実際の業務内容の決定・指示は②や③が行っているなどとして、②③が使用者として説明責任を負うべき義務的団体交渉事項に当たると判断した。

〈業務委託元である関連会社〉

・F事件（24不71、28.7.28終結、棄却）

本件は、会社が委託先（社屋の一部を会社から賃借して会社から委託された製版業務を行っていた会社代表者の親族が経営する委託先）従業員の使用者に当たる否かが争われた事案であり、会社は、委託先を現実的かつ具体的に支配してきた事実は全くなく、組合らの団体交渉申入れに応ずる義務のないことは明白であると主張した。

当委員会は、会社代表者の親族が委託先を経営しており、会社は大口取引先として委託先の経営に一定の影響力を有していたものの、組合員らの雇用に関して雇用主と同視できる程度に現実的、かつ、具体的に、支配・決定できる地位にはなく、委託先従業員との関係で労組法の使用者には当たらないと判断した。

〈業務委託元〉

・F事件（26不79、28.9.28終結、一部救済）

本件は、法人が組合員（法人が会社に委託した警備業務に従事して法人職員とのトラブルを理由に解雇された組合員）の使用者に当たるか否かが争われた事案であり、法人は、組合員と会社との労使紛争に関しては当事者でないと主張した。

当委員会は、組合員の労働条件等について雇用主である会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあったとは認めがたいなどとして、法人は組合員の労組法上の使用者には当たらないと判断した。

〈グループ会社〉

・T事件（24不92、28.11.22終結、棄却）

本件は、雇用主による各行為におけるグループ三社（T社、Y社、E社）のうち雇用主以外の二社ないし一社の使用者性が争われた事案であり、グループ三社は、組織実態や財務管理状況からすれば、三社が一体であると評することはできないと主張した。

当委員会は、雇用主の行為はいずれも不当労働行為には当たらないのであるから、仮にグループ三社が実質的に一体であったとしても雇用主と一体となって不当労働行為を行ったということはできないと判断した。

(2) 救済利益

〈本件申立て後に行った団体交渉〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

本件は、会社が、会社を被告とする損害賠償等請求訴訟に地位確認請求等を追加する訴えの変更を申し立てた組合員2名について、司法の判断を仰ぐ選択をした以上、両名の立場・待遇等に係る団体交渉や都労委の場での協議に応じかねるとし、また、組合から申出のあった書類・資料について、裁判で提出する可能性があるので開示できない旨などが記載された文書を団体交渉の場で組合に交付したことが、不誠実な団体交渉及び支配介入に当たるか否かが争われた事案であり、会社は、本件申立て後に一連の紛争についての解決案を提示するなど団体交渉に応じており、今後も応ずるつもりであるから、既に救済の利益は失われたと主張した。

当委員会は、会社は本件における対応が団体交渉の拒否に該当しないとの主張を維持しており、同様の行為を再発させる虞があること、

本件申立て後の団体交渉において本件措置等の解決よりも社長と対立していた組合員の退職を優先して和解の前提条件とするなど、 前件和解協定書の締結後も本件措置等について自主的かつ円滑な交渉が行われていないことから、救済の利益が消滅したとまでいうことはできないと判断した。

(3) 却下事由

〈組合の申立人適格〉

・K事件（24不84、28.12.1終結、棄却）

前記(1)①〈別組合から分裂した組合〉参照

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

〈一時金の減額がなかったものとしての取扱い、相当額支払〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、支部委員長の冬季一時金減額が不利益取扱いに当たると判断された事案である。

当委員会は、支部委員長の勤務成績がそれなりに良好であったことを考慮して、支部委員長の25年冬季一時金を0.7か月分の支給率で計算した額に是正し、既支払済額との差額を支払うことを命じた。

〈組合員1名の配転がなかったものとしての取扱い、原職相当職復帰〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、組合員1名の配転が不利益取扱い及び支配介入当たると判断された事案である。

当委員会は、組合員1名の配転命令をなかったものとして取り扱い、原職若しくは原職相当職に復帰させることを命じた。

(2) 団体交渉拒否の救済

〈交渉拒否理由または交渉条件に関する指示〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が団体交渉において正社員の一時金平均支給率を開示しなかったことが不誠実な団体交渉及び支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合らに26年夏季一時金の平均支給率を開示することを命じた。

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

本件は、団体交渉に社長が出席しなかったこと、エコ奨励調整手当に関する会社の対応が不誠実な団体交渉及び支配介入に当たると判断された事件である。

当委員会は、団体交渉ルールに関する協定書等の遵守、燃料費に関する資料を提示するなどしてエコ奨励調整手当に関する団体交渉に誠実に応ずることを命じた。

・S事件（27不２、28.8.30終結、全部救済）

本件は、法人が、組合員1名の雇止め・副分会長の解雇に係る交渉が行き詰まったとして、これ以上の団体交渉に応じないとしたこと等が正当な理由のない団体交渉の拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合と法人との団体交渉は本件申立て後も継続して開催されているものの、法人が雇止め・解雇について交渉はしない、裁判で決着をつけたいという基本的な姿勢を変えていないことから、組合員の雇止め・分会長と副分会長の解雇を議題とする団体交渉を事実認識の隔たりを理由として拒否せず誠実に応ずることを命じた。

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

本件は、法人が、交渉場所は大学キャンパス外とするなど法人の求めるルールでなければ団体交渉に応じないとしたことが正当な理由のない団体交渉の拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、労使間でのやり取りが十分でなく、どのような条件が合理的であるかが明らかではないが、法人が団体交渉を開催した上で条件についても交渉していくなどの柔軟な姿勢を示さず、自らの提示した

条件について譲歩する姿勢に乏しいことを考慮して、開催場所を学園施設外に限定するなど、法人の求める団体交渉ルールに従うことに固執して拒否しないことを命じた。

〈組合が団体交渉を申し入れたときは誠実に応ずること〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

本件は、会社が、会社を被告とする損害賠償等請求訴訟に地位確認請求等を追加する訴えの変更を申し立てた組合員2名について、司法の判断を仰ぐ選択をした以上、両名の立場・待遇等に係る団体交渉や都労委の場での協議に応じかねる旨を、また、組合から申出のあった書類・資料について、裁判で提出する可能性があるので、開示できない旨などが記載された文書を団体交渉の場で組合に交付したことが、不誠実な団体交渉及び支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、本件措置等について前件和解協定書の趣旨にのっとり自主的な交渉を促すのが相当であることに鑑み、組合が組合員に対する降格・配転等の人事措置に係る団体交渉を申し入れたときは、訴訟の係属を理由としてこれを拒否してはならず、人事措置の理由を説明する等して誠実に対応することを命じた。

・T事件（25不102、28.3.30終結、一部救済）

本件は、原子力発電所作業員として第四次下請と雇用契約を締結し、採用時の提示と異なる業務に従事させられたことに不服を述べて解雇された組合員の労働条件に係る団体交渉申入れをTE社（元請）、E社（第一次下請）が拒否したことが正当な理由のない団体交渉の拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、TE社とE社は採用時に提示されたものと異なる業務に組合員が従事することになったことについて組合が団体交渉を申し入れたときは、誠意をもってこれに応ずることを命じた。

・R事件（25不9、28.7.6終結、全部救済）

本件は、期間1年の雇用契約を更新してきた組合員の解雇撤回等

を議題とする団体交渉申入れに対する会社の対応が正当な理由のない団体交渉の拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が組合員の解雇について団体交渉を申し入れたときは応ずることを命じた。

・O事件（24不36、28.7.21終結、一部救済）

本件は、就業規則・給与規定改定・基本給に係る団体交渉における会社の対応が不誠実な団体交渉に当たると判断された事案である。

当委員会は、救済としては現在の経営環境を踏まえた交渉を行うことが望ましいと考えられることから、組合が給与制度改正の問題に関する団体交渉を申し入れたときは誠実に応ずることを命じた。

・T事件（27不17、28.8.24終結、全部救済）

本件は、法人中等学校外国人教員の加入する組合とその支部が申し入れた組合員の無期雇用化等を議題とする団体交渉における法人の対応、及び日本語によるものでない限り応じないなどとして法人がその後の団体交渉申入れに応じなかったことが団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合らと法人との間では実質的な団体交渉は行われおらず、使用言語・通訳者手配に係る交渉ルールが定まらない限りこのような状態が今後も継続するおそれがあるが、交渉ルールの決定は労使合意に委ねるべきものであるから、組合らが交渉ルールを議題とする団体交渉を申し入れたときは日本語による交渉や組合らによる通訳者の手配・同行という条件に固執することなく誠実に応ずることを命じた。

・F事件（26不79、28.9.28終結、一部救済）

本件は、会社が、組合と別組合の間で交渉権限が調整・統一されるまで応じない旨回答し、団体交渉に応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合員は既に定年退職しているが、雇用当時に生じ

た問題についていまだ解決しておらず、これらの問題に関する団体交渉に会社が応じていないことから、組合が支部組合員に係る未解決問題について団体交渉を申し入れたときは二重交渉のおそれがあることを理由に拒否せず、誠実に応ずることを命じた。

(3) 支配介入の救済

〈反組合的言動の禁止〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が組合員1名に脱退勧奨したことが支配介入に当たるとされた事案である。

当委員会は、組合からの脱退を勧奨しないことを命じた。

・B事件（25不61、28.1.25終結、一部救済）

本件は、法人が、学校正門前でビラ配りを行った際に組合員の前に立つなどの行為をしたことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、本件申立て後に行われた組合らのビラ配りに対する学園の対応を考慮すると、将来も同様の行為が繰り返される虞があることから、組合の行うビラ配りを妨げないことを命じた。

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が財務諸表を開示しないことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、経営状況が厳しいことを説明する場合は財務諸表等必要な資料の提示又は具体的な数値を示すことを命じた。

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

本件は、法人が学園施設内の組合活動を禁止して法人組合間の連絡は郵便に限定する旨を通知したことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、学園施設内の組合活動を認めないなどと通知すること、

法人と組合間の連絡手段を郵便に限定し文書や口頭による申入れを受け付けないことにより、組合運営に支配介入しないことを命じた。

〈便宜供与の廃止・拒否の禁止〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が社内定期便利用の禁止を通知したことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、社内定期便利用禁止の通知をなかったものとして取り扱うことを命じた。

・H事件（27不32、28.6.2終結、一部救済）

本件は、和解協定書・覚書に基づく新たな組合事務所貸与の前後における組合事務所への無断立入、終了通知・明渡訴訟提起などの会社の対応が組合運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合は終了通知の撤回・文書掲示等を求めているが、和解協定書にのっとり協議により解決するべきであることから、組合との新たな組合事務所の貸与に関する協議について和解協定書にのっとり代替建物への移転等を提案して誠実に実施することを命じた。

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

本件は、法人が、上部組合が送付した委員長宛郵便物等を返送・転送したこと等が支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合宛ての郵便物等を返送又は組合員長の自宅に転送することにより、組合運営に支配介入しないことを命じた。

〈組合員1名の配転がなかったものとしての取扱い、原職相当職復帰〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

前記(1)参照

〈団体交渉応諾〉

・K事件（26不111、28.1.6終結、全部救済）

上記(2)〈組合が団体交渉を申し入れたときは誠実に応ずること〉参照

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

上記(2)〈交渉拒否理由または交渉条件に関する指示〉参照

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

上記(2)〈交渉拒否理由または交渉条件に関する指示〉参照

〈文書交付・掲示のみ〉

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が従業員協議会代表者選挙を実施したことが支配介入に当たるとされた事案である。

当委員会は、従業員協議会の役員等の任期が切れ、その後の選挙が実施されていないことを考慮し、文書交付及び掲示を命じた。

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が残業代清算について個別に従業員の同意を取り付けたことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、残業代の清算について会社と従業員とが合意していることを考慮し、文書交付及び掲示を命じた。

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が従業員に「お年玉」を支払ったことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、「お年玉」が支払われていることを考慮し、文書交付及び掲示を命じた。

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が組合の車両貸出申請を拒否したことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、会社の経営状況その他一切の事情を考慮し、文書交付及び掲示を命じた。

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社がタイムカードを廃止したことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、タイムカードが再設置されていることを考慮し、文書交付及び掲示を命じた。

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が組合専従（書記長）への給与支給停止通知をしたこと等が支配介入に当たるとされた事案である。

当委員会は、会社の経営状況その他一切の事情を考慮し、文書交付及び掲示を命じた。

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、会社が団体交渉を経ないで書記長への人事異動を通知したことが不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、書記長の処遇を巡って団体交渉が実施されていることを考慮し、文書交付及び掲示を命じた。

（4） 文書交付・掲示

〈文書掲示を命じた例〉

・B事件（25不61、28.1.25終結、一部救済）

本件は、法人が、学校正門前でビラ配りを行った組合員の前に立つなどの行為をしたことが支配介入に当たるとされた事案である。

当委員会は、ビラ配りを妨げないことに加えて、文書の交付及び掲示を命じた。

・D事件（25不18、28.2.22終結、一部救済）

本件は、①財務諸表の非開示、②残業代清算に係る従業員の同意

取り付け、③従業員への「お年玉」の支払、④組合の車両貸出申請の拒否、⑤タイムカードの廃止、⑥従業員協議会代表者選挙の実施、⑦社内定期便利用の禁止通知、⑧組合専従（書記長）への給与支給停止通知等、⑨団体交渉を経ない書記長への人事異動通知、⑩組合員1名の配転、⑪組合員2名への脱退勧奨、⑫支部委員長の冬季一時金減額、⑬団体交渉における正社員の一時金平均支給率を非開示、以上の会社の行為が不当労働行為に当たるとされた事案である。

当委員会は、ア 経営状況が厳しいことを説明する場合は財務諸表等必要な資料を提示し、又は具体的な数値を示すこと、イ 社内定期便利用禁止の通知をなかったものとして取り扱うこと、ウ 組合員1名の配転命令をなかったものとして取り扱い、原職若しくは原職相当職に復帰させること、エ 組合からの脱退を勧奨しないこと、オ 組合員1名の25年冬季一時金を0.7か月分の支給率で計算した額に是正し、既支払済額との差額を支払うこと、カ 組合らに26年夏季一時金平均支給率を開示することに加えて、文書交付及び掲示を命じた。

・S事件（26不37、28.6.28終結、一部救済）

本件は、団体交渉に社長が出席しなかったこと、エコ奨励調整手当に関する会社の対応が不誠実な団体交渉及び支配介入に、それぞれ当たると判断された事案である。

当委員会は、ア 団体交渉ルールに関する協定書等の遵守、イ 燃料費に関する資料を提示するなどしてエコ奨励調整手当に関する団体交渉に誠実に応ずることに加えて、文書の手交・掲示を命じた。

・D事件（27不73、28.11.9終結、一部救済）

本件は、法人が、①交渉場所は大学キャンパス外とするなど法人の求めるルールでなければ団体交渉に応じないとしたことが正当な理由のない団体交渉の拒否に、②学園施設内の組合活動を禁止して法人組合間の連絡は郵便に限定する旨を通知したこと、及び③上部組合が送付した委員長宛郵便物等を返送・転送したこと等が支配介入に、それぞれ当たると判断された事案である。

当委員会は、ア 開催場所を学園施設外に限定するなど法人の求める団体交渉ルールに従うことに固執して拒否しないこと、イ 学園施設内の組合活動を認めないなどと通知すること、法人と組合間の連絡手段を郵便に限定し文書や口頭による申入れを受け付けないこと、組合宛ての郵便物等を返送又は組合員長の自宅に転送することにより、組合運営に支配介入しないことに加えて、大学が教育機関であることに鑑み、文書掲示を命じた。

第３節　再審査事件の概況

１　再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る平成28年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越45件と新規申立て22件を合わせた67件で、うち28件が終結した（第9表）。

２　再審査事件の終結状況

終結した28件は、棄却が14件、和解認定が10件、取下が4件で、その内訳は次のとおりである（第9表）。

全部救済命令を不服とする双方の申立てのうち
　和解認定されたもの……2件（注）
全部救済命令を不服とする使用者側の申立てのうち
　棄却されたもの……2件
　和解認定されたもの……2件
一部救済命令を不服とする双方の申立てのうち
　棄却されたもの……8件（注）
　和解認定されたもの……3件（注）
　取り下げられたもの……3件（注）
一部救済命令を不服とする労働者側の申立てのうち
　棄却されたもの……1件
一部救済命令を不服とする使用者側の申立てのうち
　取り下げられたもの……1件
棄却命令を不服とする労働者側の申立てのうち
　棄却されたもの……3件
　和解認定されたもの……3件

（注）双方から再審査申立てがなされた場合、それぞれ1件となる。

第9表 再 審 査 事 件 一 覧

(1) 前年からの繰越事件 (45件)

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E(S労組)事件	14不4 14不5 14不15 14不18 14不19 14不57 14不73 14不104 14不105 H14.1.24 H14.1.24 H14.3.4 H14.3.22 H14.3.22 H14.5.21 H14.7.4 H14.10.21 H14.10.21 H19.11.1	1・2・3 棄却	19不再62 H19.11.7 係属中	労 1・2・3
3	E(情報開示)事件	17不69 18不66 H17.9.12 H18.6.8 H19.12.12	2 棄却	19不再73 H19.12.20 係属中	労 2
4	E(S労組)事件	16不15 H16.3.15 H20.11.19	3 棄却	20不再45 H20.12.1 係属中	労 3
5	E(18年度一時金等)事件	18不97 H18.12.25 H21.7.23	3 却下	21不再24 H21.7.30 係属中	労 3
6	E(19年度一時金等)事件	20不59 H20.7.10 H22.8.26	1・3 棄却	22不再46 H22.9.3 係属中	労 1・3

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
7	A事件	21不106 H21.12.1 H23.12.14	1・2・3 全部救済	23不再85 H23.12.27 H28.12.21	労 1・2・3 和解認定
8				23不再86 H23.12.27 H28.12.21	使 1・2・3 和解認定
9	S事件	21不81 H21.9.29 H24.11.29	1・2・3 一部救済	24不再65 H24.12.6 係属中	使 1・2・3
10				24不再67 H24.12.14 係属中	労 1・2・3
11	K事件	21不87 22不113 23不110 H21.10.16 H22.11.26 H23.12.2 H25.6.26	1・3 一部救済	25不再44 H25.7.8 係属中	労 1・3
12				25不再45 H25.7.9 係属中	使 1・3
13	M事件	6不55 H6.7.6 H25.7.9	1・3 棄却	25不再47 H25.7.22 係属中	労 1・3
14	A事件	23不12 H23.1.31 H25.10.16	1・2・3 一部救済	25不再75 H25.10.22 H28.6.30	使 1・2・3 棄却
15				25不再78 H25.10.31 H28.6.30	労 1・2・3 棄却

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
16	R事件	22不53 H22.5.10 H26.1.15	1・2・3 一部救済	26不再4 H26.1.24 H28.6.8	使 3 棄却
17				26不再5 H26.1.27 H28.6.8	労 1・2・3 棄却
18	N(T支店)事件	23不70 H23.7.4 H26.2.19	1・2・3 棄却	26不再12 H26.3.5 H28.7.13	労 1・2・3 棄却
19	H事件	24不44 H24.7.11 H26.3.19	1・2・3 全部救済	26不再20 H26.3.27 H28.4.27	使 1・2・3 棄却 (主文変更)
20	N事件	24不37 H24.5.31 H26.3.27	2 棄却	26不再24 H26.4.8 H28.2.15	労 2 棄却
21	T(非常勤賃金改定等)事件	23不108 24不77 H23.11.25 H24.10.15 H26.6.2	2 棄却	26不再31 H26.6.16 係属中	労 2
22	G事件	24不103 H24.12.26 H26.7.28	2 全部救済	26不再39 H26.8.7 H28.8.4	使 2 棄却
23	A事件	24不40 H24.6.13 H26.7.23	1・2・3 一部救済	26不再40 H26.8.7 H28.5.24	使 2・3 棄却
24				26不再41 H26.8.7 H28.5.24	労 1 棄却
25	S事件	24不26 H24.4.16 H26.8.20	2・3 一部救済	26不再45 H26.9.1 H28.11.10	労 2・3 棄却

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
26	E事件	24不57 H24.8.27 H26.9.4	1･2･3 一部救済	26不再47 H26.9.12 H28.1.28	使 1･2･3 取下
27				26不再48 H26.9.18 H28.1.28	労 1･2･3 取下
28	K事件	24不45 H24.7.12 H26.11.21	2 棄却	26不再57 H26.12.3 H28.8.29	労 2 棄却
29	T事件	25不17 H25.2.27 H27.1.21	2･3 全部救済	27不再2 H27.1.30 H28.8.25	使 2･3 和解認定
30	I(21年度一時金等)事件	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1･2･3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1･2･3
31	N(N局)事件	24不75 H24.10.15 H27.2.19	1･2 棄却	27不再12 H27.3.4 H28.7.22	労 1･2 和解認定
32	T事件	24不101 H24.12.14 H27.4.8	2 棄却	27不再14 H27.4.22 H28.6.7	労 2 和解認定
33	F事件	24不96 H24.12.5 H27.4.16	2 全部救済	27不再13 H27.4.22 係属中	使 2
34	I事件	25不118 H25.12.27 H27.6.25	1･3 全部救済	27不再30 H27.7.8 H28.5.20	使 1･3 和解認定
35	T事件	21不116 23不55 H21.12.22 H23.5.26 H27.8.26	1･2･3 一部救済	27不再37 H27.9.1 係属中	使 1･2･3
36				27不再39 H27.9.8 係属中	労 1･2･3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
37	N事件	23不102 H23.11.11 H27.10.1	2・3 一部救済	27不再42 H27.10.7 H28.12.21	使 2・3 棄却
38				27不再46 H27.10.15 H28.12.21	労 2・3 棄却
39	H事件	25不117 H25.12.27 H27.10.29	2 一部救済	27不再48 H27.11.2 係属中	使 2
40	E事件	26不63 H26.7.7 H27.11.2	2 棄却	27不再51 H27.11.10 H28.4.26	労 2 和解認定
41	N事件	26不8 H26.1.30 H27.12.10	1・2・3 一部救済	27不再55 H27.12.14 係属中	労 1・3
42				27不再56 H27.12.22 係属中	使 2
43	A(AH社)事件	22不89 26不61 H22.9.1 H26.6.27 H27.12.14	1・2・3 一部救済	27不再57 H27.12.24 H28.12.21	労 1・2・3 和解認定
44				27不再58 H27.12.25 H28.12.21	使 1・2・3 和解認定
45				27不再59 H27.12.25 H28.12.21	使 1・2・3 和解認定

(2) 平成28年の申立事件（22件）

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	K事件	26不111 H26.11.14 H28.1.6	2・3 全部救済	28不再3 H28.1.8 係属中	使 2・3
2	B事件	25不61 H25.6.6 H28.1.25	1・3 一部救済	28不再8 H28.2.1 係属中	使 3
3				28不再10 H28.2.8 係属中	労 1
4	K事件	25不59 25不63 H25.6.3 H25.6.10 H28.2.8	1・2・3 棄却	28不再11 H28.2.15 係属中	労 1・2・3
5	D事件	25不18 H25.3.1 H28.2.22	1・2・3・4 一部救済	28不再13 H28.3.8 係属中	使 1・2・3
6				28不再14 H28.3.8 係属中	労 1・2・3・4
7	I(再雇用)事件	23不81 H23.3.30 H28.3.28	1 棄却	28不再15 H28.4.5 係属中	労 1
8	T事件	25不18 H25.11.28 H28.3.30	2 一部救済	28不再16 H28.4.7 係属中	使 2
9				28不再20 H28.4.14 係属中	使 2
10				28不再21 H28.4.14 係属中	労 2

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
11	H事件	27不32 H27.3.31 H28.6.2	3 一部救済	28不再37 H28.6.15 H28.8.1	使 3 取下
12	S事件	26不37 H26.4.7 H28.6.28	2・3 一部救済	28不再38 H28.7.4 係属中	使 2・3
13	O事件	24不36 H24.5.30 H28.7.21	1・2・3・4 一部救済	28不再40 H28.7.28 係属中	使 2
14				28不再42 H28.8.5 係属中	労 1・2・3・4
15	F事件	24不71 H24.10.1 H28.7.28	2・3 棄却	28不再43 H28.8.10 係属中	労 2・3
16	S(2号・分離命令)事件	27不2 H27.1.9 H28.8.30	2 全部救済	28不再51 H28.9.13 係属中	労 2(3)
17	F事件	26不79 H26.8.25 H28.9.28	2 一部救済	28不再55 H28.10.4 H29.1.11	労 2 取下
18				28不再56 H28.10.13 H28.12.28	使 2 取下
19	K事件	26不110 H26.11.10 H28.11.8	1 棄却	28不再63 H28.11.21 係属中	労 1
20	D事件	27不73 H27.8.6 H28.11.9	2・3 一部救済	28不再62 H28.11.15 係属中	使 2・3
21	T事件	24不92 H24.11.27 H28.11.22	1・2・3 棄却	28不再65 H28.12.5 係属中	労 1・2・3
22	K事件	24不84 H24.11.5 H28.12.1	2・3 棄却	28不再69 H28.12.12 係属中	労 2・3

第４節　行政訴訟事件の概況

１　行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る平成28年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表　行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	―	―
東京高等裁判所	1(0)	1
最高裁判所	1(0)	1

２　緊急命令申立事件

平成28年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

３　確定命令不履行通知

平成28年中に、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

第11表 行 政 訴 訟 事 件 一 覧

(1) 東京高等裁判所係属事件 (1件)

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		結 果	訴訟代理人
	事件名 事件番号 終結年月日 終結区分	事件番号 提起人	提起年月日 終結年月日 結果	事件番号 控訴人	控訴年月日 終結年月日		指定代理人
1	S事件 22不22・116、23不98 H26.3.27 一部救済	26(行ウ)165 使	H26.4.9 H27.9.28 棄却	27(行コ)354 使	H27.10.9 H28.2.24	棄却	澤井 伊達 園田 村上

(2) 最高裁判所係属事件 (1件)

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		最高裁判所		訴訟代理人
	事件名 事件番号 終結日 終結区分	事件番号 提起人	提起日 終結日 結果	事件番号 控訴人	控訴日 終結日 結果	事件番号 上告人	上告日 終結日 結果	指定代理人
1	N事件 22不121 H23.8.3 全部救済	23(行ウ) 510 使	H23.9.1 H26.8.28 棄却	26(行コ) 369 使	H26.9.9 H27.6.18 棄却	27(行ツ) 392 27(行ヒ) 422 使	H27.7.1 H28.9.23 棄却 不受理	ー 伊達 平野 丹野

第３章　労働組合の資格審査等

第１節　労働組合の資格審査の概況

１　取扱概況

(1)　取扱件数

平成28年中に取り扱った労働組合の資格審査は318件で、このうち前年からの繰越が191件、新規係属が127件であった（資料＜統計表＞第39表）。

(2)　対前年比較

前年に比べて、取扱件数は67件、新規係属件数は28件減少した（資料＜統計表＞第39表）。

２　新規係属状況

(1)　係属事由

新規係属127件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが114件、法人登記のためのものが11件、労働者供給事業のためのものが2件、委員推薦のためのものはなかった（資料＜統計表＞第41表）。

(2)　全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

平成28年の全国都道府県労委の新規係属総件数は456件であり、前年より73件減少した。

当委員会に係属した新規件数127件を全国比でみると27.9％となり、前年より1.4ポイント減少した（資料＜統計表＞第40表）。

３　終結状況

(1)　終結件数

平成28年中の取扱件数318件のうち、135件が終結した。終結件数は、前年より59件減少した（資料＜統計表＞第39表）。

(2)　終結区分

終結した135件を終結区分別にみると、資格あり39件、打切94件、取下2件となっている（資料＜統計表＞第39表）。

(3)　係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは117件で、うち資格ありが23件、本案の和解成立ないし和解以外の取下に伴う打切が94件、②法人登記に係るものが16件で資格ありが14件、取下が2件、③労働者供給事業に係るものでは資格ありが2件となっている（資料＜統計表＞第42表）。

第２節　労働関係調整法第37条違反被疑事件

平成28年中に取り扱った事件はなかった。

第３節　認定告示

平成28年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は3件であり、申請どおり認定し、これを告示した（第12表）。

第12表　認 定 告 示 一 覧

事件番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続開始日	認定手続終了日	認定内容	告示年月日 告示番号	担当委員 担当職員
28認1	東京都 水道局	H28.4.11 組織改正	H28.4.19 (1656回)	H28.5.10 (1657回)	申請どおり	H28.6.15 28告示第5号 東京都公報 第16146号	稲葉 丹野 増崎
28認2	東京都 下水道局	H28.4.13 組織改正	H28.4.19 (1656回)	H28.5.10 (1657回)	申請どおり	H28.6.15 28告示第7号 東京都公報 第16146号	光前 澤田 高橋
28認3	東京都 交通局	H28.4.18 組織改正	H28.4.19 (1656回)	H28.5.10 (1657回)	申請どおり	H28.6.15 28告示第6号 東京都公報 第16146号	近藤 菱沼 恩田

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の(　)内は、公益委員会議の回数である。

第４章　組織・運営

第１節　組織

１　委員会

(1)　委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている（平成28年12月31日現在。巻末委員名簿参照）。

(2)　あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理（調整担当）の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である（巻末あっせん員候補者名簿）。

(3)　特別調整委員

当委員会は、特別調整委員は置いていない。

２　事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月１日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、28年12月31日現在の職員定数は38名である。

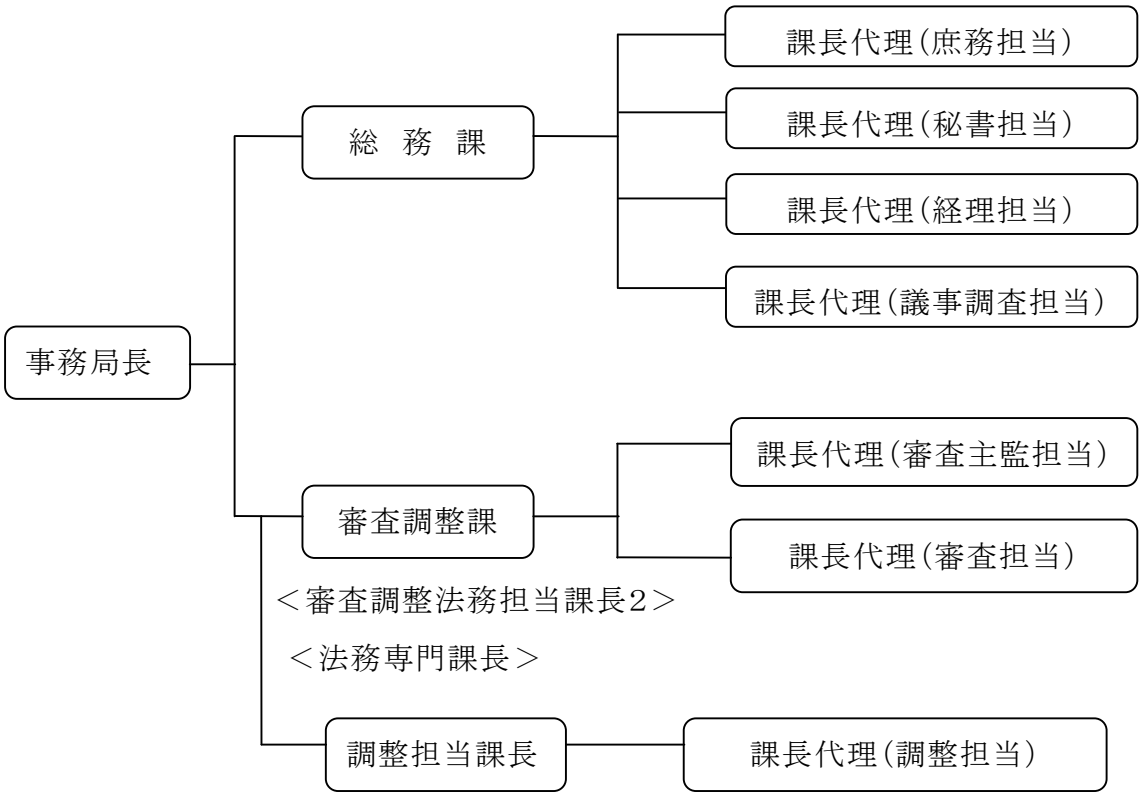

第２節　運営

１　内部会議

(1)　総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。平成28年は24回開催し、これにより昭和21年3月７日の第1回総会から数えて、年内に1,763回を迎えた。

(2)　公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日に、総会に先立って開催することとしている。平成28年には24回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,672回を迎えた。

２　連絡協議会及び連絡会議

平成28年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

(1)　全国労働委員会関係

①　第71回全国労働委員会連絡協議会総会

（11月17日～18日・中労委）

議題１　労働委員会の活性化について(経験の交流)

議題２　第一審裁判所における「文書提出命令」の認容決定後(抗告審係属中)に同一文書について「物件提出命令」の申立てがなされた場合の審査の在り方について(経験と見解の交流)

議題３　組合から申立てが繰り返されるなど、労使関係が著しく悪化している状況での２号事件の解決手法について(経験と見解の交流)

講演　「『持続可能な』労働委員会制度への展望」講師:前福岡県労働委員会会長　九州大学名誉教授　野田進氏

②　全国労働委員会会長連絡会議（6月3日・石川県）

議題懇談　集団的労使紛争事件のうち合同労組が当事者となる労使紛争事件の解決に向けた取組－調整手続・審査手続において

③　全国労働委員会公益委員連絡会議（11月17日・中労委）

講演１　「組織変動に伴う労働関係」講師:中央労働委員会公益委員　鎌田耕一氏

講演２　「不当労働行為の審査実務について－実務上の課題」講師:前中央労働委員会会長代理・元東京高裁部総括判事　都築弘氏

④　全国労働委員会事務局長連絡会議（6月2日・石川県）

議題1　審査概況等について
議題2　調整事件等の概況について
議題3　平成28年度公労使委員個別紛争専門研修について
議題4　平成28年度公労使委員研修について
議題懇談　事務局長連絡会議の持ち方について

⑤　全国労働委員会事務局調整主管課長会議（11月25日・中労委）
議題1　調整業務の運営について
議題2　都道府県労働委員会からの事例報告（労働紛争調整事件、個別的労働紛争事件）
議題3　都道府県労働委員会からの業務報告

⑥　全国労働委員会事務局審査主管課長会議（11月24日・中労委）
議題1　事務処理の標準的なスケジュール及び迅速・的確な処理のための工夫等について
議題2　当事者の事情により審査の進行が困難な場合の対応について

(2)　14都道府県労働委員会関係

①　14都道府県労働委員会公益委員会議（9月1日～2日・宮城県）
議題1　団体交渉拒否について
議題2　個人の債権債務の得喪を内容とする和解調書や労働争議のあっせんの際の受諾書・協定書について

②　14都道府県労働委員会使用者委員会議（7月14日・神奈川県）
討議　会社が組合からの団体交渉要求に応じないとして、直ちに救済申立てがなされた事件の取り扱いについて

③　14都道府県労働委員会事務局長連絡会議（8月26日・大阪府）
議題1　あっせんの解決について
議題2　相手方があっせんに参加しない場合の説得等について

議題3　人事考課規程に基づく人事考課表への自己申告の記入拒否(無記入での提出)を理由とする評価の引下げと不当労働行為の成否について

議題4　マイナンバー記載を含む書類(書証等)の取扱いについて

議題5　審査手続の電子化について

議題6　不当労働行為の審査業務ノウハウを持ったベテラン人材の確保について

(3)　関東ブロック労働委員会関係

①　関東ブロック労働委員会会長連絡会議

（9月13日・長野県・三者連絡協議会と同時開催）

議題1　労働争議及び個別的労使紛争あっせん事件における被申請者の参加不応諾に対する取組について

議題2　各労働委員会が直面する課題について

②　第136回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

（5月23日～24日・茨城県）

議題　　派遣会社及び派遣先会社の団体交渉義務等について

講演　　個別労働紛争解決システムの設計と運用

③　第137回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

（9月12日～13日・長野県）

議題1　企業合併後の異動と賃金制度改定に伴う賞与の減額にかかわる紛争について

議題2　親会社等の使用者性について～子会社の事業再編に係る親会社の団交応諾義務等について

④　第75回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

（5月23日・茨城県・三者連絡協議会と同時開催）

議題　不当労働行為への法人格否認(濫用)の法理の適用について

⑤　第76回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

（9月12日・長野県・三者連絡協議会と同時開催）

議題　組合員の範囲を定める労働協約の解釈の相違を発端とする不当労働行為事件について

⑥　関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

（文書による議決・埼玉県）

議題１　平成29年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計画について

議題２　関東ブロック労働委員会事務局長連絡幹事の選任について

議題３　労働委員会の周知広報について

第２部　資　　料

＜統　計　表＞

1 労働争議の調整

第1表　調整事件取扱件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成19	20	21	22	23
取扱件数	**(2) 146**	**(1) 172**	**246**	**213**	**182**
前年繰越	(2) 26	27	37	60	35
新規開始	120	(1) 145	209	153	147
終結件数	**(2) 119 [100.0]**	**(1) 135 [100.0]**	**186 [100.0]**	**178 [100.0]**	**135 [100.0]**
解決	(1) 61 [51.3]	84 [62.2]	107 [57.5]	92 [51.7]	63 [46.7]
取下	(1) 19 [16.0]	(1) 13 [9.6]	26 [14.0]	26 [14.6]	10 [7.4]
打切	39 [32.8]	38 [28.1]	53 [28.5]	59 [33.1]	62 [45.9]
不調	−	−	−	−	−
裁定	−	−	−	−	−
解決率	61.0	68.9	66.9	60.9	50.4
終結率	81.5	78.5	75.6	83.6	74.2
次年繰越	**27**	**37**	**60**	**35**	**47**

(注1)( )内数字は、調停件数で内数。
(注2)解決率＝解決件数／取下・移管を除く終結件数×100

第2表　都道府県労委対比新規件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
東京都	124	106	86	87	87
全国	462	424	359	342	308
比率	26.8	25.0	24.0	25.4	28.2

（第1表つづき）

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
取扱件数	**171**	**(1) 131**	**120**	**97**	**103**
前年繰越	47	25	34	10	16
新規開始	124	(1) 106	86	87	87
終結件数	**146 [100.0]**	**(1) 97 [100.0]**	**110 [100.0]**	**81 [100.0]**	**87 [100.0]**
解決	81 [55.5]	43 [44.3]	50 [45.5]	43 [53.1]	39 [44.8]
取下	10 [6.8]	22 [22.7]	21 [19.1]	10 [12.3]	14 [16.1]
打切	55 [37.7]	(1) 32 [32.0]	39 [35.5]	28 [34.6]	33 [37.9]
不調	－	－	－	－	－
裁定	－	－	－	－	－
解決率	59.6	57.3	56.2	60.6	54.2
終結率	85.4	74.0	91.7	83.5	84.5
次年繰越	**25**	**34**	**10**	**16**	**16**

（注3）終結率＝終結件数／取扱件数×100
（注4）22年及び28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したもの1件が含まれている。

第3表　1件当たり対象労働組合員数

（単位:件、人）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
新規件数	124	106	86	87	87
労働組合員数	222,125	118,313	104,360	212,561	56,777
1件当たり労働組合員数	1,791	1,127	1,214	2,440	651

（注）1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表　調整開始事由別件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　数	**124** **[100.0]**	**(1) 106** **[100.0]**	**86** **[100.0]**	**87** **[100.0]**	**87** **[100.0]**
組　合	114 [91.9]	(1) 99 [93.4]	79 [91.9]	80 [92.0]	79 [90.8]
使用者	10 [8.1]	5 [4.7]	7 [8.1]	7 [8.0]	8 [9.2]
双　方	－	2 [1.9]	－	－	－
職　権	－	－	－	－	－

(注)(　)内数字は、調停件数で内数。

第5表　加盟上部団体有無別件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　数	**124** **[100.0]**	**106** **[100.0]**	**86** **[100.0]**	**87** **[100.0]**	**87** **[100.0]**
有	93 [75.0]	87 [82.1]	74 [86.0]	75 [86.2]	72 [82.8]
無	31 [25.0]	19 [17.9]	12 [14.0]	12 [13.8]	15 [17.2]

第6表　加盟上部団体系統別件数

（単位:件、%）

区分＼年		平成24	25	26	27	28
総数		**93 [100.0]**	**87 [100.0]**	**74 [100.0]**	**75 [100.0]**	**72 [100.0]**
連合		**26 [28.0]**	**30 [34.5]**	**22 [29.7]**	**22 [29.3]**	**22 [30.6]**
	ＪＡＭ	1	1	1	1	－
	ＪＥＣ連合	－	－	－	－	－
	情報労連	－	1	－	1	1
	UAゼンセン同盟	1	－	－	1	－
	私教組	－	－	－	－	－
	連合ユニオン	2	3	2	2	1
	全国ユニオン	14	20	17	14	19
	その他	8	5	2	3	1
全労連		**34 [36.6]**	**32 [36.8]**	**33 [44.6]**	**27 [36.0]**	**18 [25.0]**
	日本医労連	1	－	－	－	－
	建交労	－	－	－	－	1
	全国一般	6	7	12	5	6
	全印総連	－	－	1	－	1
	私教連	2	－	－	－	1
	ＪＭＩＴＵ	4	5	3	5	2
	民放労連	－	－	－	－	－
	自交総連	1	1	－	－	－
	全労連自治労連	16	9	9	8	2
	その他	4	10	8	9	5
上記以外		**33 [35.5]**	**25 [28.7]**	**19 [25.7]**	**26 [34.7]**	**32 [44.4]**
全労協	全国一般東京労組	11	5	3	3	7
	国鉄労組	－	－	－	－	－
	その他	7	13	11	12	10
出版労連		1	1	－	1	－
航空連		1	－	1	2	2
新聞労連		－	1	－	－	1
その他		13	5	4	8	12

第7表　組合・企業の所在地別件数

（単位:件、%）

区分 ＼ 年		平成24	25	26	27	28
組合	**総数**	**124 [100.0]**	**106 [100.0]**	**86 [100.0]**	**87 [100.0]**	**87 [100.0]**
	都内 23区	115 [92.7]	95 [89.6]	78 [90.7]	83 [95.4]	78 [89.7]
	都内 市・町・村	3 [2.4]	8 [7.5]	7 [8.1]	3 [3.4]	7 [8.0]
	都外	6 [4.8]	3 [2.8]	1 [1.2]	1 [1.1]	2 [2.3]
企業	**総数**	**124 [100.0]**	**106 [100.0]**	**86 [100.0]**	**87 [100.0]**	**87 [100.0]**
	都内 23区	99 [79.8]	84 [79.2]	69 [80.2]	70 [80.5]	67 [77.0]
	都内 市・町・村	9 [7.3]	9 [8.5]	9 [10.5]	6 [6.9]	9 [10.3]
	都外	16 [12.9]	13 [12.3]	8 [9.3]	11 [12.6]	11 [12.6]

第8表　別組合有無別件数

（単位:件、%）

区分 ＼ 年	平成24	25	26	27	28
総数	**124 [100.0]**	**106 [100.0]**	**86 [100.0]**	**87 [100.0]**	**87 [100.0]**
有	24 [19.4]	11 [10.4]	12 [14.0]	14 [16.1]	13 [14.9]
無	100 [80.6]	95 [89.6]	74 [86.0]	73 [83.9]	74 [85.1]

第9表　従業員規模別件数

（単位:件、%）

規模＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**124** **[100.0]**	**106** **[100.0]**	**86** **[100.0]**	**87** **[100.0]**	**87** **[100.0]**
49　人　以　下	34 [27.4]	38 [35.8]	26 [30.2]	32 [36.8]	36 [41.4]
50　～　99	12 [9.7]	15 [14.2]	12 [14.0]	12 [13.8]	7 [8.0]
100　～　199	13 [10.5]	16 [15.1]	10 [11.6]	5 [5.7]	8 [9.2]
200　～　299	10 [8.1]	9 [8.5]	6 [7.0]	7 [8.0]	9 [10.3]
300　～　499	7 [5.6]	3 [2.8]	6 [7.0]	5 [5.7]	3 [3.4]
500　～　999	6 [4.8]	6 [5.7]	7 [8.1]	8 [9.2]	9 [10.3]
1,000　人　以　上	28 [22.6]	9 [8.5]	13 [15.1]	16 [18.4]	13 [14.9]
不　　詳	14 [11.3]	10 [9.4]	6 [7.0]	2 [2.3]	2 [2.3]

第10表　組合員規模別件数

（単位:件、%）

規模＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**124** **[100.0]**	**106** **[100.0]**	**86** **[100.0]**	**87** **[100.0]**	**87** **[100.0]**
49　人　以　下	11 [8.9]	17 [16.0]	9 [10.5]	5 [5.7]	11 [12.6]
50　～　99	14 [11.3]	12 [11.3]	6 [7.0]	12 [13.8]	12 [13.8]
100　～　199	19 [15.3]	15 [14.2]	7 [8.1]	15 [17.2]	16 [18.4]
200　～　299	13 [10.5]	8 [7.5]	8 [9.3]	2 [2.3]	6 [6.9]
300　～　499	17 [13.7]	13 [12.3]	14 [16.3]	15 [17.2]	12 [13.8]
500　～　999	8 [6.5]	12 [11.3]	12 [14.0]	8 [9.2]	11 [12.6]
1,000　人　以　上	42 [33.9]	28 [26.4]	30 [34.9]	27 [31.0]	17 [19.5]
不　　詳	－	1 [0.9]	－	3 [3.4]	2 [2.3]

第11表　産業別件数

（単位:件）

産業＼年	件数				
	平成24	25	26	27	28
総　　数	**124**	**106**	**86**	**87**	**87**
A･B･C 農･林･漁･鉱	1	1	－	－	－
D　建　設　業	3	2	2	2	3
E　製　造　業	14	16	20	10	10
F　電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－
G　情報通信業	15	7	3	9	5
H　運輸・郵便業	16	12	4	17	6
I　卸売・小売業	14	14	11	12	12
J･K 金融・保険・不動産･物品賃貸業	3	6	5	－	4
L　学術研究・専門サービス業	5	3	8	6	4
M　宿泊業・飲食サービス業	4	8	7	2	4
N　生活関連サービス業・娯楽業	2	7	－	2	5
O　教育･学習支援業	19	9	6	8	14
P　医療・福祉	9	7	13	7	9
Q　複合サービス事業	1	1	－	－	1
R　サービス業	14	11	7	12	10
S　公　務	4	2	－	－	－
T　分類不能	－	－	－	－	－

（第11表つづき）

（単位：%）

産業＼年	構成比				
	平成24	25	26	27	28
総数	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**
A・B・C 農・林・漁・鉱	0.8	0.9	－	－	－
D 建設業	2.4	1.9	2.3	2.3	3.4
E 製造業	11.3	15.1	23.3	11.5	11.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－
G 情報通信業	12.1	6.6	3.5	10.3	5.7
H 運輸・郵便業	12.9	11.3	4.7	19.5	6.9
I 卸売・小売業	11.3	13.2	12.8	13.8	13.8
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業	2.4	5.7	5.8	－	4.6
L 学術研究・専門サービス業	4.0	2.8	9.3	6.9	4.6
M 宿泊業・飲食サービス業	3.2	7.5	8.1	2.3	4.6
N 生活関連サービス業・娯楽業	1.6	6.6	－	－	5.7
O 教育・学習支援業	15.3	8.5	7.0	9.2	16.1
P 医療・福祉	7.3	6.6	15.1	8.0	10.3
Q 複合サービス事業	0.8	0.9	－	－	1.1
R サービス業	11.3	10.4	8.1	13.8	11.5
S 公務	3.2	1.9	－	－	－
T 分類不能	－	－	－	－	－

第12－1表　製造業内訳

（単位:件）

内訳＼年	平成24	25	26	27	28
製造業総数	**14**	**16**	**20**	**10**	**10**
食料品・飲料	3	2	4	1	－
繊維・衣服	－	－	2	－	－
木材・木製品・家具	－	－	2	－	－
紙・紙加工品	－	－	1	1	－
印刷	3	2	2	－	2
化学工業・石油・石炭	1	－	1	－	1
プラスチック製品	－	1	1	1	－
ゴム製品・皮革	1	－	－	－	－
窯業・土石製品	－	－	1	－	1
鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	3	1	3	4
機械器具	1	6	－	－	1
電気機械器具	1	1	2	1	－
情報通信機械器具	2	－	－	－	－
その他	1	1	3	3	1

第12－2表　サービス業内訳

（単位:件）

内訳＼年	平成24	25	26	27	28
サービス業総数 注	**25**	**29**	**22**	**22**	**23**
学術・開発研究機関	－	－	1	－	2
専門サービス業（他に分類されないもの）	3	3	4	4	－
広告業	1	－	－	1	1
技術サービス業（他に分類されないもの）	1	－	3	1	1
宿泊業	－	－	1	－	－
飲食店	3	7	5	1	4
持ち帰り・配達飲食サービス業	1	1	1	1	－
洗濯・理容・美容・浴場業	2	－	－	－	1
その他の生活関連サービス業	－	2	－	1	1
娯楽業	－	5	－	1	3
廃棄物処理業	－	5	－	1	1
自動車整備業・機械等修理業	1	1	－	－	－
職業紹介・労働者派遣業	5	4	3	3	－
その他の事業サービス業	5	1	4	4	7
政治・経済・文化団体	－	－	－	1	－
宗教	－	－	－	－	1
外国公務	－	－	－	－	－
その他のサービス業	3	－	－	3	1

（注）「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表　調整事項別内訳

（単位:件）

事項＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**146**	**128**	**181**	**196**	**189**
1件当たり平均事項数	1.18	1.21	2.10	2.25	2.17
組合承認・組合活動等	1	1	3	6	4
協約締結・全面改定	3	4	2	2	－
協約効力・解釈	－	2	1	2	3
賃　金　等	28	28	41	41	39
賃金増額	3	4	5	3	2
一時金	3	3	8	6	5
諸手当	4	6	5	9	5
その他賃金に関するもの	13	14	16	18	19
退職一時金・年金	2	1	6	3	3
解雇・休業手当	3	－	1	2	5
給与以外の労働条件	5	11	15	28	24
労働時間	－	4	3	4	3
休日・休暇	1	1	2	4	2
作業方法の変更	－	1	－	－	－
定年制	1	－	1	－	1
その他の労働条件	3	5	9	20	18
経営又は人事	23	23	58	46	59
事業休廃止・事業縮小	－	2	5	4	6
企業合併・営業譲渡	－	－	1	－	1
人員整理	2	2	2	1	3
配置転換	2	7	8	8	9
解雇	13	11	34	28	32
その他の経営・人事	6	1	8	5	8
福利厚生	－	－	－	2	1
団交促進	82	51	55	57	54
事前協議制	－	－	－	1	－
その他	4	8	6	11	5

第14表　団交促進の内訳

（単位:件）

事項＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**108**	**79**	**78**	**88**	**77**
組合承認・組合活動等	2	2	1	4	4
協約締結・全面改定	1	1	1	1	－
協約効力・解釈	1	－	1	1	－
賃　金　等	37	26	26	28	24
賃金増額	5	3	5	2	1
一時金	6	4	5	5	3
諸手当	9	3	2	7	3
その他賃金に関するもの	13	11	8	10	14
退職一時金・年金	3	3	5	3	1
解雇・休業手当	1	2	1	1	2
給与以外の労働条件	13	19	12	22	14
労働時間	2	3	3	4	2
休日・休暇	1	1	1	4	2
作業方法の変更	2	1	－	－	－
定年制	1	2	1	－	－
その他の労働条件	7	12	7	14	10
経営又は人事	45	25	33	23	30
事業休廃止・事業縮小	1	5	2	2	3
企業合併・営業譲渡	－	1	－	－	－
人員整理	1	2	1	1	2
配置転換	4	3	7	4	5
解雇	31	12	18	14	16
その他の経営・人事	8	2	5	2	4
福利厚生	－	1	－	2	－
団交ルール設定・当事者の態度等	－	－	－	－	－
事前協議制	3	－	－	－	－
その他	6	5	4	7	5

(注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表　あっせん員構成別件数

（単位：件、％）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
あっせん総数	**124** **[100.0]**	**106** **[100.0]**	**86** **[100.0]**	**87** **[100.0]**	**87** **[100.0]**
三者委員	9 [7.3]	24 [22.6]	15 [17.4]	23 [26.4]	18 [20.7]
公益委員	－	－	－	－	－
事務局職員	115 [92.7]	82 [77.4]	71 [82.6]	64 [73.6]	69 [79.3]

第16表　終結区分別平均所要日数

（単位：件、日）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総数	**146** **90.2**	**97** **95.0**	**110** **74.1**	**81** **83.3**	**87** **74.3**
解決	81 107.3	43 124.7	50 72.7	43 95.5	39 87.7
取下	10 177.3	22 115.0	21 89.6	10 160.7	14 93.4
打切	55 49.1	32 41.4	39 67.5	28 37.0	33 50.3
不調	－	－	－	－	－
裁定	－	－	－	－	－

（注1）上段は件数、下段は平均日数。
（注2）28年の総数欄の平均日数は、中央労働委員会に移管された1件を除いた86件の平均である。

第17表　解決事件・案提示有無別件数

（単位：件、％）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　数	**81** **[100.0]**	**43** **[100.0]**	**50** **[100.0]**	**43** **[100.0]**	**39** **[100.0]**
提示あり	5 [6.2]	1 [2.3]	1 [2.0]	1 [2.3]	0 [0.0]
提示なし	76 [93.8]	42 [97.7]	49 [98.0]	42 [97.7]	39 [100.0]

第18表　取下理由別件数

（単位：件、％）

理由＼年	平成24	25	26	27	28
総　数	**10** **[100.0]**	**22** **[100.0]**	**21** **[100.0]**	**10** **[100.0]**	**14** **[100.0]**
自主交渉で解決、又はその見通しがつく	3 [30.0]	7 [31.8]	2 [9.5]	－	2 [14.3]
自主交渉で解決したい	－	2 [9.1]	2 [9.5]	－	2 [14.3]
審査手続又は裁判所で和解	－	1 [4.5]	－	－	－
不当労働行為事件命令交付	－	－	－	－	－
調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴	3 [30.0]	10 [45.5]	10 [47.6]	2 [20.0]	3 [21.4]
調整拒否	3 [30.0]	－	2 [9.5]	1 [10.0]	－
当事者主張固持歩みより困難	－	－	3 [14.3]	4 [40.0]	6 [42.9]
その他	1 [10.0]	2 [9.1]	2 [9.5]	3 [30.0]	1 [7.1]

第19表　打切理由別件数

（単位:件、%）

理由＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**55** **[100.0]**	**32** **[100.0]**	**39** **[100.0]**	**28** **[100.0]**	**33** **[100.0]**
調　整　拒　否	26 [47.3]	12 [37.5]	20 [51.3]	12 [42.9]	18 [54.5]
当事者主張固持歩みより困難	29 [52.7]	(1) 20 [62.5]	19 [48.7]	16 [57.1]	15 [45.5]
案　拒　否	－	－	－	－	－
そ　の　他	－	－	－	－	－

（注）(　)内数字は、調停件数で内数。

第20表　実情調査取扱件数

（単位:件）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
取扱件数	**146**	**158**	**173**	**163**	**160**
前年からの繰越	34	36	58	54	48
開始	112	122	115	109	112
終結件数	**110**	**100**	**119**	**115**	**109**
解決	110	100	119	115	109
打切	－	－	－	－	－
次年繰越	**36**	**58**	**54**	**48**	**51**

第21表　実情調査・業種別開始件数

（単位:件）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総数	**112**	**122**	**115**	**109**	**112**
運輸・通信業	3	4	1	3	8
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－
廃棄物処理業	28	38	38	28	23
医療業	81	80	76	78	81
保健衛生業	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－

２ 不当労働行為の審査

第22表　不当労働行為事件取扱件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成19	20	21	22	23
取扱件数	**462**	**361**	**386**	**426**	**447**
前年繰越	362	269	267	301	332
新規申立	100	92	119	125	115
終結件数	**193** **[100.0]**	**94** **[100.0]**	**85** **[100.0]**	**94** **[100.0]**	**(1) 120** **[100.0]**
取下・和解	153 [79.3]	75 [79.8]	67 [78.8]	77 [81.9]	96 [80.0]
取下	17 [8.8]	6 [6.4]	13 [15.3]	23 [24.5]	18 [15.0]
無関与和解	28 [14.5]	24 [25.5]	15 [17.6]	12 [12.8]	8 [6.7]
関与和解	108 [56.0]	45 [47.9]	39 [45.9]	42 [44.7]	70 [58.3]
命令・決定	40 [20.7]	19 [20.2]	18 [21.2]	17 [18.1]	(1) 24 [20.0]
全部救済	11 [5.7]	4 [4.3]	9 [10.6]	4 [4.3]	(1) 14 [11.7]
一部救済	13 [6.7]	12 [12.8]	5 [5.9]	9 [9.6]	9 [7.5]
棄却	16 [8.3]	3 [3.2]	1 [1.2]	4 [4.3]	1 [0.8]
却下	－	－	3 [3.5]	－	－
救済率	43.8	52.6	63.9	50.0	77.1
終結率	41.8	26.0	22.0	22.1	26.8
次年繰越	**269**	**267**	**301**	**332**	**327**

（注1）件数欄の（ ）内数字は、一部分離命令で外数。
（注2）救済率＝（全部救済＋一部救済×1／2）／命令・決定×100

（第22表つづき）

（単位：件、％）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
取扱件数	**430**	**427**	**447**	**440**	**398**
前年繰越	327	309	315	323	301
新規申立	103	118	132	117	97
終結件数	**121** **[100.0]**	**112** **[100.0]**	**(1) 124** **[100.0]**	**139** **[100.0]**	**104** **[100.0]**
取下・和解	90 [74.4]	82 [73.2]	93 [75.0]	114 [82.0]	85 [81.7]
取下	23 [19.0]	15 [13.4]	17 [13.7]	19 [13.7]	16 [15.4]
無関与和解	8 [6.6]	13 [11.6]	12 [9.7]	11 [7.9]	12 [11.5]
関与和解	59 [48.8]	54 [48.2]	64 [51.6]	84 [60.4]	57 [54.8]
命令・決定	31 [25.6]	30 [26.8]	(1) 31 [25.0]	25 [18.0]	(1) 19 [18.3]
全部救済	7 [5.8]	9 [8.0]	(1) 4 [3.2]	6 [4.3]	(1) 3 [2.9]
一部救済	17 [14.0]	16 [14.3]	15 [12.1]	10 [7.2]	8 [7.7]
棄却	6 [5.0]	4 [3.6]	12 [9.7]	9 [6.5]	8 [7.7]
却下	1 [0.8]	1 [0.9]	－	－	－
救済率	50.0	56.7	37.1	44.0	36.8
終結率	28.1	26.2	27.7	31.6	26.1
次年繰越	**309**	**315**	**323**	**301**	**294**

（注3）終結率＝終結件数／取扱件数×100

第23表　都道府県労委対比新規件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
東　京　都	103	118	132	117	97
全　　国	354	365	371	347	303
比　　率	29.1	32.3	35.6	33.7	32.0

第24表　申立人別件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**103** **[100.0]**	**118** **[100.0]**	**132** **[100.0]**	**117** **[100.0]**	**97** **[100.0]**
個　　人	－	7 [5.9]	－	1 [0.9]	－
組　　合	79 [76.7]	90 [76.3]	111 [84.1]	96 [82.1]	81 [83.5]
上 部 組 合	－	－	－	－	－
個 人 ・ 組 合	4 [3.9]	3 [2.5]	3 [2.3]	3 [2.6]	－
組合・上部組合	19 [18.4]	18 [15.3]	18 [13.6]	16 [13.7]	16 [16.5]
個人・上部組合	－	－	－	－	－
個 人 ・ 組 合 ・ 上 部 組 合	1 [1.0]	－	－	1 [0.9]	－

第25表　企業の所在地別件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　数	**103** **[100.0]**	**118** **[100.0]**	**132** **[100.0]**	**117** **[100.0]**	**97** **[100.0]**
都内 23区	82 [79.6]	81 [68.6]	94 [71.2]	77 [65.8]	74 [76.3]
都内 市・町・村	8 [7.8]	13 [11.0]	8 [6.1]	9 [7.7]	4 [4.1]
都　外	13 [12.6]	24 [20.3]	30 [22.7]	31 [26.5]	19 [19.6]

第26表　従業員規模別件数

（単位:件、%）

規模＼年	平成24	25	26	27	28
総　数	**103** **[100.0]**	**118** **[100.0]**	**132** **[100.0]**	**117** **[100.0]**	**97** **[100.0]**
49人以下	21 [20.4]	30 [25.4]	34 [25.8]	33 [28.2]	29 [29.9]
50～99	15 [14.6]	10 [8.5]	11 [8.3]	11 [9.4]	11 [11.3]
100～199	24 [23.3]	13 [11.0]	13 [9.8]	13 [11.1]	9 [9.3]
200～299	8 [7.8]	11 [9.3]	8 [6.1]	7 [6.0]	5 [5.2]
300～499	2 [1.9]	7 [5.9]	11 [8.3]	6 [5.1]	7 [7.2]
500～999	6 [5.8]	12 [10.2]	12 [9.1]	6 [5.1]	4 [4.1]
1,000人以上	17 [16.5]	30 [25.4]	29 [22.0]	29 [24.8]	14 [14.4]
不　詳	10 [9.7]	5 [4.2]	14 [10.6]	12 [10.3]	18 [18.6]

第27表　別組合有無別件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**103** **[100.0]**	**111** **[100.0]**	**132** **[100.0]**	**116** **[100.0]**	**97** **[100.0]**
有	25 [24.3]	23 [20.7]	31 [23.5]	28 [24.1]	17 [17.5]
無 （不明を含む）	78 [75.7]	88 [79.3]	101 [76.5]	88 [75.9]	80 [82.5]

（注）個人申立てを含まない。

第28表　加盟上部団体有無別件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**103** **[100.0]**	**111** **[100.0]**	**132** **[100.0]**	**116** **[100.0]**	**97** **[100.0]**
有	64 [62.1]	76 [68.5]	105 [79.5]	88 [75.9]	71 [73.2]
無	39 [37.9]	35 [31.5]	27 [20.5]	28 [24.1]	26 [26.8]

（注）個人申立てを含まない。

第29表　加盟上部団体系統別件数

（単位:件、%）

区分＼年		平成24	25	26	27	28
総　　数		**64** **[100.0]**	**76** **[100.0]**	**105** **[100.0]**	**88** **[100.0]**	**71** **[100.0]**
連　　合		**30** **[46.9]**	**45** **[59.2]**	**57** **[54.3]**	**52** **[59.1]**	**51** **[71.8]**
	ＪＡＭ	－	－	－	1	－
	ＪＥＣ連合	－	－	－	－	－
	UAゼンセン	1	1	1	－	1
	政労連	－	－	－	－	－
	全水道	－	－	－	－	－
	都市交	－	－	－	－	－
	情報労連	－	－	1	－	－
	連合ユニオン	7	15	15	11	12
	全国ユニオン	17	28	36	39	33
	その他	5	1	4	1	5
全　労　連		**16** **[25.0]**	**13** **[17.1]**	**23** **[21.9]**	**11** **[12.5]**	**12** **[16.9]**
	日本医労連	2	1	1	－	2
	建交労	1	1	2	1	1
	全国一般	2	3	9	4	3
	全印総連	－	－	－	－	1
	私教連	5	－	－	1	－
	ＪＭＩＴＵ	3	3	3	2	2
	自交総連	－	2	－	－	1
	全労連自治労連	2	3	5	3	1
	その他	1	－	3	－	1
上記以外		**18** **[28.1]**	**18** **[23.7]**	**25** **[23.8]**	**25** **[28.4]**	**8** **[11.3]**
全労協	全国一般東京労組	9	2	4	5	1
	国鉄労組	－	－	－	－	－
	その他	7	14	14	14	4
出版労連		－	1	2	3	2
航空連		－	1	－	－	－
全損保		－	－	－	－	－
外銀連		－	－	－	－	－
電算労		－	－	－	－	－
その他		2	－	5	3	1

第30表　労働組合法第7条該当号別件数

（単位:件）

区分＼年		件数				
		平成24	25	26	27	28
申立件数		**103**	**118**	**132**	**117**	**97**
大分類	1号関係	45	55	46	43	35
	2号関係	88	87	107	96	73
	3号関係	51	58	57	54	41
	4号関係	2	2	4	1	－
内訳	1号	4	8	5	5	6
	2号	38	41	63	54	41
	3号	5	3	5	7	8
	4号	－	－	－	－	－
	1・2号	10	11	7	4	9
	1・3号	5	19	14	9	10
	1・4号	－	－	－	－	－
	2・3号	15	18	17	13	13
	2・4号	－	－	－	－	－
	3・4号	－	1	1	－	－
	1・2・3号	24	16	17	24	10
	1・2・4号	－	－	－	－	－
	1・3・4号	1	－	－	－	－
	2・3・4号	－	－	－	－	－
	1・2・3・4号	1	1	3	1	－

（注1）大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

（第30表つづき）

（単位：％）

区分＼年		構成比				
		平成24	25	26	27	28
申立件数		**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**
大分類	1号関係	43.7	46.6	34.8	36.8	36.1
	2号関係	85.4	73.7	81.1	82.1	75.3
	3号関係	49.5	49.2	43.2	46.2	42.3
	4号関係	1.9	1.7	3.0	0.9	－
内訳	1号	3.9	6.8	3.8	4.3	6.2
	2号	36.9	34.7	47.7	46.2	42.3
	3号	4.9	2.5	3.8	6.0	8.2
	4号	－	－	－	－	－
	1・2号	9.7	9.3	5.3	3.4	9.3
	1・3号	4.9	16.1	10.6	7.7	10.3
	1・4号	－	－	－	－	－
	2・3号	14.6	15.3	12.9	11.1	13.4
	2・4号	－	－	－	－	－
	3・4号	－	0.8	0.8	－	－
	1・2・3号	23.3	13.6	12.9	20.5	10.3
	1・2・4号	－	－	－	－	－
	1・3・4号	1.0	－	－	－	－
	2・3・4号	－	－	－	－	－
	1・2・3・4号	1.0	0.8	2.3	0.9	－

（注2）大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表　産業別件数

（単位:件）

産業＼年	件数				
	平成24	25	26	27	28
総　数	**103**	**118**	**132**	**117**	**97**
A･B･C 農･林･漁･鉱	－	1	－	－	－
D　建設業	1	－	3	2	3
E　製造業	11	13	16	22	14
F　電気・ガス・熱供給・水道業	－	4	－	－	－
G　情報通信業	17	7	10	3	11
H　運輸・郵便業	21	21	18	19	13
I　卸売・小売業	9	10	14	12	13
J･K 金融・保険・不動産･物品賃貸業	5	2	5	2	3
L　学術研究・専門サービス業	3	7	3	4	2
M　宿泊業・飲食サービス業	2	9	11	9	11
N　生活関連サービス業・娯楽業	4	9	7	4	4
O　教育･学習支援業	11	7	12	15	6
P　医療・福祉	10	5	18	5	9
Q　複合サービス事業	－	1	1	－	－
R　サービス業	8	12	11	14	8
S　公務	1	10	3	6	－
T　分類不能	－	－	－	－	－

（第31表つづき）

（単位：%）

産業＼年	構成比				
	平成24	25	26	27	28
総　　数	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**
A･B･C 農･林･漁･鉱	－	0.8	－	－	－
D　建　設　業	1.0	－	2.3	1.7	3.1
E　製　造　業	10.7	11.0	12.1	18.8	14.4
F　電気・ガス・熱供給・水道業	－	3.4	－	－	－
G　情報通信業	16.5	5.9	7.6	2.6	11.3
H　運輸・郵便業	20.4	17.8	13.6	16.2	13.4
I　卸売・小売業	8.7	8.5	10.6	10.3	13.4
J･K 金融・保険・不動産･物品賃貸業	4.9	1.7	3.8	1.7	3.1
L　学術研究・専門サービス業	2.9	5.9	2.3	3.4	2.1
M　宿泊業・飲食サービス業	1.9	7.6	8.3	7.7	11.3
N　生活関連サービス業・娯楽業	3.9	7.6	5.3	3.4	4.1
O　教育･学習支援業	10.7	5.9	9.1	12.8	6.2
P　医療・福祉	9.7	4.2	13.6	4.3	9.3
Q　複合サービス事業	－	0.8	0.8	－	－
R　サービス業	7.8	10.2	8.3	12.0	8.2
S　公　　務	1.0	8.5	2.3	5.1	－
T　分類不能	－	－	－	－	－

第32－1表　製造業内訳

（単位:件）

内訳＼年	平成24	25	26	27	28
製造業総数	**11**	**13**	**16**	**22**	**14**
食料品・飲料	2	2	2	3	1
繊維・衣服	－	1	－	1	1
木材・木製品・家具	－	－	－	－	－
紙・紙加工品	－	－	－	－	－
印刷	2	2	3	4	3
化学工業・石油・石炭	1	－	2	1	2
プラスチック製品	1	1	－	－	－
ゴム製品・皮革	－	－	－	1	－
窯業・土石製品	－	－	－	－	－
鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	－	2	2	3
機械器具	3	4	2	7	2
電気機械器具	－	－	1	1	2
その他	1	3	4	2	－

第32－2表　サービス業内訳

（単位:件）

内訳＼年	平成24	25	26	27	28
サービス業総数[注]	**17**	**37**	**32**	**31**	**25**
学術・開発研究機関	1	－	－	－	1
専門サービス業（他に分類されないもの）	1	5	3	4	－
広告業	1	－	－	－	1
技術サービス業（他に分類されないもの）	－	2	－	－	－
宿泊業	1	1	2	1	3
飲食店	1	6	8	8	7
持ち帰り・配達飲食サービス業	－	2	1	－	1
洗濯・理容・美容・浴場業	2	4	1	－	2
その他の生活関連サービス業	1	1	2	4	－
娯楽業	1	4	4	－	2
廃棄物処理業	2	－	－	3	1
自動車整備業・機械等修理業	－	－	－	－	－
職業紹介・労働者派遣業	2	2	4	3	2
その他の事業サービス業	－	4	3	4	3
政治・経済・文化団体	2	2	－	2	2
宗教	－	－	－	－	－
外国公務	－	－	－	－	－
その他のサービス業	2	4	4	2	－

（注）「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表　審査等実施回数

（単位:回）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**839**	**824**	**847**	**844**	**742**
調　　査	619	656	694	731	663
審　　問	99	111	93	69	46
和　　解	20	22	29	7	4
そ　の　他	101	35	31	37	29

（注）「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表　終結事件・審査状況

（単位:件、回、人、日）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
終結件数	**121**	**112**	**124**	**139**	**104**
平均調査回数	5.9	6.3	6.7	7.6	6.9
平均審問回数	1.2	1.6	1.2	0.8	0.8
平均証人数	1.5	1.6	1.5	1.4	1.5
平均所要日数	542.5	646.4	465.0	496.9	472.5
うち、命令事件	**31**	**30**	**31**	**25**	**19**
平均調査回数	7.6	9.7	11.7	10.8	12.3
平均審問回数	3.4	4.5	3.5	3.1	3.5
平均証人数	4.2	4.2	4.0	1.3	1.4
平均所要日数	807.5	1,089.0	940.5	922.4	962.9

（注）一部分離命令は含まない。

第35表　終結事件・調査、審問回数別件数

（単位:件、回）

区分＼年	平成24		25		26		27		28	
	調査	審問	調査	審問	調査	審問	調査	審問	調査	審問
終結件数	**121**		**112**		**124**		**139**		**104**	
1　回	6	4	9	1	7	4	9	12	5	9
2　回	5	9	12	11	16	16	12	11	12	6
3　回	12	10	13	5	13	11	16	3	12	3
4　回	14	8	14	8	14	3	10	9	11	4
5　回	10	4	7	8	7	2	9	3	4	1
6　回	10	1	13	1	13	1	11	1	8	1
7　回	20	1	4	1	4	－	10	－	6	1
8　回	11	1	8	1	8	－	12	－	7	1
9　回	9	－	4	1	4	2	10	－	7	－
10回以上	16	1	23	2	23	2	34	1	24	1
0　回	8	82	5	73	5	28	6	99	8	77
総 回 数	713	143	709	176	834	142	1,051	112	716	86

（注）一部分離命令は含まない。

第36表　終結事件・証人数別件数

（単位:件、人）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
終結件数	**121**	**112**	**124**	**139**	**104**
1 ～ 5 人	30	29	32	30	19
6 ～ 10 人	6	8	8	9	7
11 ～ 15 人	3	1	1	－	1
16 ～ 20 人	－	1	－	－	－
21 人 以 上	－	－	－	－	－
証 人 な し	82	73	83	100	77
証 人 総 数	178	182	185	157	125

（注）一部分離命令は含まない。

第37－1表　終結区分別平均所要日数

（単位:日）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総平均日数	**542.5**	**646.4**	**465.0**	**496.9**	**472.5**
全部救済	773.4	727.9	702.8	653.3	739.7
一部救済	826.1	989.1	1,106.8	1,119.2	861.6
棄却	833.0	2,385.8	811.8	883.1	1,148.0
却下	578.0	778.0	－	－	－
関与和解	461.1	328.0	341.0	450.1	317.3
無関与和解	352.5	1,195.9	211.6	214.8	482.8
その他取下	460.0	429.5	243.4	307.5	435.6

（注）一部分離命令は含まない。

第37－2表　終結区分別平均所要日数（民間のみ）

（単位:日）

区分＼年			平成24	25	26	27	28
総平均日数			**542.5**	**646.4**	**465.0**	**496.9**	**472.5**
	うち民間		**551.0**	**644.6**	**454.5**	**498.5**	**474.7**
		全部救済	773.4	727.9	702.8	653.3	739.7
		一部救済	840.3	989.1	1,133.1	1,119.2	861.6
		棄却	833.0	2,385.8	818.0	883.1	1,148.0
		却下	578.0	778.0	－	－	－
		関与和解	473.8	324.3	341.0	450.1	318.6
		無関与和解	352.5	1,195.9	211.6	214.8	482.8
		取下	460.2	429.5	243.4	308.9	435.6
終結事件総数			**121**	**112**	**124**	**139**	**104**
終結事件数（民間関係）			**116**	**110**	**120**	**138**	**103**

（注）一部分離命令は含まない。

第37－3表　終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分＼年			平成24	25	26	27	28
総平均日数			**542.5**	**646.4**	**465.0**	**496.9**	**472.5**
	うち、長期以外		**478.3**	**452.5**	**450.3**	**407.6**	**459.4**
		全部救済	773.4	505.6	702.8	653.3	739.7
		一部救済	826.1	989.1	1,024.1	898.4	861.6
		棄却	833.0	649.8	811.8	883.1	1,051.1
		却下	578.0	778.0	－	－	－
		関与和解	326.9	328.0	341.0	336.8	317.3
		無関与和解	352.5	359.9	211.6	214.8	482.8
		取下	460.0	302.7	243.4	307.5	435.6
終結事件総数			**121**	**112**	**124**	**139**	**104**
終結事件数(長期以外)			**120**	**108**	**123**	**133**	**103**

(注1)一部分離命令は含まない。
(注2)「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したもの。

第38表　審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

（単位:件）

区分＼年			平成24	25	26	27	28
措置申立件数			**9**	**11**	**21(1)**	**20**	**16**
勧告等措置件数			**5**	**6**	**10**	**8**	**10**
	規則40条による勧告		－	－	－	－	－
	その他の措置		5	6	10	8	10
		文書	3	4	7	5	7
		口頭	2	2	3	3	3

（注1）1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。
（注2）勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。
（注3）26年の（ ）内数字は、措置申立ての5日後に措置申立てが取り下げられたもので内数
（注4）措置件数及びその内訳は、29年2月末現在のものである。

３ 労働組合の資格審査

第39表　資格審査取扱件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成19	20	21	22	23
取扱件数	**413**	**339**	**346**	**382**	**429**
前年繰越	259	205	168	210	246
新規申請	154	134	178	172	183
終結件数	**208** **[100.0]**	**171** **[100.0]**	**136** **[100.0]**	**136** **[100.0]**	**180** **[100.0]**
取下	1 [0.5]	1 [0.6]	3 [2.2]	2 [1.5]	1 [0.6]
打切	125 [60.1]	113 [66.1]	81 [59.6]	85 [62.5]	111 [61.7]
資格あり	82 [39.4]	57 [33.3]	52 [38.2]	49 [36.0]	68 [37.8]
補正勧告あり	－	－	－	－	－
補正勧告なし	82	57	52	49	68
資格なし	－	－	－	－	－
次年繰越	**205**	**168**	**210**	**246**	**249**

第40表　都道府県労委対比新規件数

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
東京都	161	157	182	155	127
全国	576	583	583	529	456
比率	28.0	26.9	31.2	29.3	27.9

（第39表つづき）

（単位:件、%）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
取扱件数	**410**	**385**	**401**	**385**	**318**
前年繰越	249	228	219	230	191
新規申請	161	157	182	155	127
終結件数	**182** **[100.0]**	**166** **[100.0]**	**171** **[100.0]**	**194** **[100.0]**	**135** **[100.0]**
取下	－	2 [1.2]	3 [1.8]	3 [1.5]	2 [1.5]
打切	111 [61.0]	95 [57.2]	101 [59.1]	136 [70.1]	94 [69.6]
資格あり	71 [39.0]	68 [41.0]	67 [39.2]	55 [28.4]	39 [28.9]
補正勧告あり	－	－	－	－	－
補正勧告なし	71	68	67	55	39
資格なし	－	1 [0.6]	－	－	－
次年繰越	**228**	**219**	**230**	**191**	**183**

第41表　係属事由別新規件数

（単位:件）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総数	**161**	**157**	**182**	**155**	**127**
不当労働行為	125	136	153	134	114
法人登記	29	12	26	15	11
委員推薦	－	5	－	5	－
労働者供給事業	7	4	3	1	2

第42表　係属事由別終結件数

（単位:件）

区分＼終結区分	取扱件数	終結件数	取下	打切	資格あり	資格なし	次年繰越
総数	**318**	**135**	**2**	**94**	**39**	**－**	**183**
不当労働行為	298	117	－	94	23	－	181
法人登記	18	16	2	－	14	－	2
委員推薦	－	－	－	－	－	－	－
労働者供給事業	2	2	－	－	2	－	－

第43表　係属事由別平均所要日数

（単位:日）

区分＼年	24	25	26	27	28
総平均日数	**556.6**	**520.2**	**421.4**	**548.8**	**442.9**
不当労働行為	644.5	604.9	490.9	596.8	497.4
法人登記	99.4	170.6	76.2	181.5	95.1
委員推薦	－	27.0	－	34.0	－
労働者供給事業	61.2	93.8	114.5	11.4	31.5

4 相 談

第44表　相談件数

（単位:件）

区分＼年	平成24	25	26	27	28
総　　数	**1,410 (389)**	**1,252 (383)**	**1,251 (401)**	**1,159 (362)**	**1,066 (314)**
調整に関するもの	324 (124)	241 (106)	225 (86)	218 (87)	221 (87)
不当労働行為に関するもの	288 (103)	280 (118)	277 (132)	247 (117)	248 (97)
資格審査に関するもの	286 (161)	261 (159)	298 (182)	243 (155)	214 (127)
その他の相談	512 (1)	470 (0)	451 (1)	451 (3)	383 (3)

（注）（ ）内件数は、申請・申立件数で内数。

＜名　　簿＞

第４２期東京都労働委員会委員名簿

平成28年12月31日現在

区分	氏　　名	現　　職	就任日
公益委員	会　長 房村精一（ふさむらせいいち）	弁護士（第二東京弁護士会）	24・4・1
	会長代理 岸上茂（きしがみしげる）	弁護士（第一東京弁護士会）	23・12・1
	会長代理 水町勇一郎（みずまちゆういちろう）	東京大学　社会科学研究所教授	23・1・15
	澤井憲子（さわいのりこ）	弁護士（第二東京弁護士会）	25・12・1
	稲葉康生（いなばやすお）	株式会社毎日新聞社　終身名誉職員・ジャーナリスト	23・12・1
	光前幸一（こうぜんこういち）	弁護士（東京弁護士会）	25・12・1
	近藤卓史（こんどうたかし）	弁護士(第二東京弁護士会)	27・12・1
	野田博（のだひろし）	中央大学　法学部教授	27・5・1
	石黒清子（いしぐろきよこ）	弁護士（東京弁護士会）	27・12・1
	菊池馨実（きくちよしみ）	早稲田大学　法学学術院教授	25・8・7
	櫻井敬子（さくらいけいこ）	学習院大学　法学部教授	19・12・1
	小西康之（こにしやすゆき）	明治大学　法学部教授	27・4・1
	川田琢之（かわたたくゆき）	筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・1

区分	氏　　名	現　　職	就任日
労働者委員	二宮　誠（にのみや　まこと）	UAゼンセン東京都支部　顧問 日本労働組合総連合会　中央アドバイザー	21･12･1
	富中　崇（とみなか　たかし）	情報労連東京都協議会　特別幹事	25･12･1
	軍司　輝雄（ぐんじ　てるお）	自治労東京都本部　公共サービス民間労組協議会　顧問	23･12･1
	青木　美仁（あおき　よしひと）	自動車総連東京地協　顧問	23･12･1
	稲泉　健太郎（いなずみ　けんたろう）	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	25･12･1
	野地　芳夫（のち　よしお）	JAM東京千葉　参与	25･12･1
	傳田　雄二（でんた　ゆうじ）	サービス連合　特別中央執行委員	21･12･1
	大塚　博文（おおつか　はくぶん）	日本出版労働組合連合会 副中央執行委員長	25･12･1
	早乙女　湯一（さおとめ　ゆういち）	東京都電力総連　特別執行委員	23･12･1
	上村　時彦（かみむら　ときひこ）	全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27･12･1
	米田　易憲（よねだ　やすのり）	運輸労連東京都連合会 執行委員長	23･12･1
	森　治美（もり　はるみ）	全労連･全国一般労働組合 東京地方本部　書記長	27･12･1
	横山　陽子（よこやま　ようこ）	UAゼンセン東京都支部　参与	25･12･1

区分	氏　　名	現　　職	就任日
使用者委員	梅内　克範（うめうち　かつのり）	大崎電気工業株式会社　社友	23･6･1
	河野　通剛（こうの　みちかた）	東京経営者協会　顧問	23･12･1
	髙橋　功（たかはし　いさお）	東京都中小企業団体中央会 副会長	23･12･1
	門馬　卓（もんま　たかし）	鹿島建設株式会社　社友	25･12･1
	石井　敏雄（いしい　としお）	東京都中小企業経営者協会 理事･事務局長	23･6･1
	金子　秀定（かねこ　ひでさだ）	明治ホールディングス株式会社 顧問	27･12･1
	井上　登（いのうえ　のぼる）	株式会社NTTドコモ　社友	27･12･1
	鈴木　正人（すずき　まさと）	公益財団法人国際研修協力機構 監事	25･12･1
	八木　和則（やぎ　かずのり）	横河電機株式会社　参与	25･12･1
	加藤　節夫（かとう　せつお）	株式会社東京ダイカスト 代表取締役	25･12･1
	内田　隆文（うちだ　たかふみ）	株式会社資生堂　社友	23･12･1
	阿部　智幸（あべ　ともゆき）	株式会社東商サポート&サービス 取締役	23･12･1
	藤本　明徳（ふじもと　あきのり）	ＫＤＤＩエンジニアリング株式会社　取締役執行役員専務	27･12･1

東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

平成28年12月31日現在

氏　　名	現　職　・　経　歴	委嘱年月日
房村精一（ふさむらせいいち）	東京都労働委員会会長 弁護士(第二東京弁護士会)	24･4･3
岸上茂（きしがみしげる）	東京都労働委員会会長代理 弁護士(第一東京弁護士会)	23･12･2
水町勇一郎（みずまちゆういちろう）	東京都労働委員会会長代理 東京大学　社会科学研究所教授	23･1･25
澤井憲子（さわいのりこ）	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	25･12･4
稲葉康生（いなばやすお）	東京都労働委員会委員 株式会社毎日新聞社　終身名誉職員 ジャーナリスト	23･12･2
光前幸一（こうぜんこういち）	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	25･12･4
近藤卓史（こんどうたかし）	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	27･12･4
野田博（のだひろし）	東京都労働委員会委員 中央大学　法学部教授	27･5･12
石黒清子（いしぐろきよこ）	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	27･12･4
菊池馨実（きくちよしみ）	東京都労働委員会委員 早稲田大学　法学学術院教授	25･8･27
櫻井敬子（さくらいけいこ）	東京都労働委員会委員 学習院大学　法学部教授	19･12･3
小西康之（こにしやすゆき）	東京都労働委員会委員 明治大学　法学部教授	27･4･7
川田琢之（かわたたくゆき）	東京都労働委員会委員 筑波大学　ビジネスサイエンス系教授	25･12･4

氏　　名	現　職　・　経　歴	委嘱年月日
二宮　誠（にのみや まこと）	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部　顧問 日本労働組合総連合会　中央アドバイザー	21･12･1
冨中　崇（とみなか たかし）	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会　特別幹事	25･12･4
軍司　輝雄（ぐんじ てるお）	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会　顧問	23･12･2
青木　美仁（あおき よしひと）	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地協　顧問	23･12･2
稲泉　健太郎（いないずみ けんたろう）	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	25･12･4
野地　芳夫（のち よしお）	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉　参与	25･12･4
傳田　雄二（でんた ゆうじ）	東京都労働委員会委員 サービス連合　特別中央執行委員	21･12･1
大塚　博文（おおつか はくぶん）	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 副中央執行委員長	25･12･4
皐乙女　湯一（さおとめ ゆういち）	東京都労働委員会委員 東京都電力総連　特別執行委員	23･12･2
上村　時彦（かみむら ときひこ）	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27･12･4
米田　易憲（よねだ やすのり）	東京都労働委員会委員 運輸労連東京都連合会　執行委員長	23･12･2
森　治美（もり はるみ）	東京都労働委員会委員 全労連･全国一般労働組合 東京地方本部　書記長	27･12･4
横山　陽子（よこやま ようこ）	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部　参与	25･12･4
梅内　克範（うめうち かつのり）	東京都労働委員会委員 大崎電気工業株式会社　社友	23･6･7

氏　　名	現　職　・　経　歴	委嘱年月日
河野　通剛（こうの　みちかた）	東京都労働委員会委員 東京経営者協会　顧問	23･12･2
髙橋　功（たかはし　いさお）	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会　副会長	23･12･2
門馬　卓（もんま　たかし）	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社　社友	25･12･4
石井　敏雄（いしい　としお）	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会 理事･事務局長	23･6･7
金子　秀定（かねこ　ひでさだ）	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	27･12･4
井上　登（いのうえ　のぼる）	東京都労働委員会委員 株式会社NTTドコモ　社友	27･12･4
鈴木　正人（すずき　まさと）	東京都労働委員会委員 公益財団法人国際研修協力機構　監事	25･12･4
八木　和則（やぎ　かずのり）	東京都労働委員会委員 横河電機株式会社　参与	25･12･4
加藤　節夫（かとう　せつお）	東京都労働委員会委員 株式会社東京ダイカスト　代表取締役	25･12･4
内田　隆文（うちだ　たかふみ）	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂　社友	23･12･2
阿部　智幸（あべ　ともゆき）	東京都労働委員会委員 株式会社東商サポート&サービス 取締役	23･12･2
藤本　明徳（ふじもと　あきのり）	東京都労働委員会委員 ＫＤＤＩエンジニアリング株式会社 取締役執行役員専務	27･12･4
土渕　裕（つちぶち　ひろし）	東京都労働委員会事務局長	28･7･5
柏原　弘幸（かしわばら　ひろゆき）	東京都労働委員会事務局総務課長	27･7･21

氏　　名	現　職　・　経　歴	委嘱年月日
小幡　裕子（おばた　ひろこ）	東京都労働委員会事務局審査調整課長	27･4･7
村上　英一（むらかみ　えいいち）	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27･4･7
伊達　有希子（だて　ゆきこ）	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	26･5･13
片岡　邦弘（かたおか　くにひろ）	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	28･7･5
両角　真一（もろずみ　しんいち）	東京都労働委員会事務局調整担当課長	27･7･21
種村　和夫（たねむら　かずお）	東京都労働委員会事務局審査調整課 統括課長代理	28･4･5
梶原　道代（かじわら　みちよ）	東京都労働委員会事務局審査調整課 課長代理	26･4･1
土屋　博良（つちや　ひろよし）	東京都労働委員会事務局審査調整課 課長代理	28･4･5
廣田　壯一（ひろた　そういち）	東京都労働委員会事務局審査調整課 主任	24･4･3
長谷部久美子（はせべ　くみこ）	東京都労働委員会事務局審査調整課 主任	27･4･7
貫井　彩霧（ぬきい　さぎり）	東京都産業労働局雇用就業部長	28･7･5
林　　奈津子（はやし　なつこ）	東京都労働相談情報センター所長	27･7･21
猪口　純子（いのぐち　じゅんこ）	東京都産業労働局雇用就業部 労働環境課長	28･4･5
山本　麻里雄（やまもと　まりお）	東京都産業労働局雇用就業部 連絡調整担当課長	28･4･5

氏　　名	現　職　・　経　歴	委嘱年月日
寺内親弘（てらうち ちかひろ）	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	27･4･7
後藤　了（ごとう さとる）	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	27･4･7
小林孝雄（こばやし たかお）	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	25･4･2
岩本浪砂（いわもと なぎさ）	東京都労働相談情報センター 国分寺事務所長	27･4･7
小島恒彦（こじま つねひこ）	東京都労働相談情報センター 八王子事務所長	28･4･5